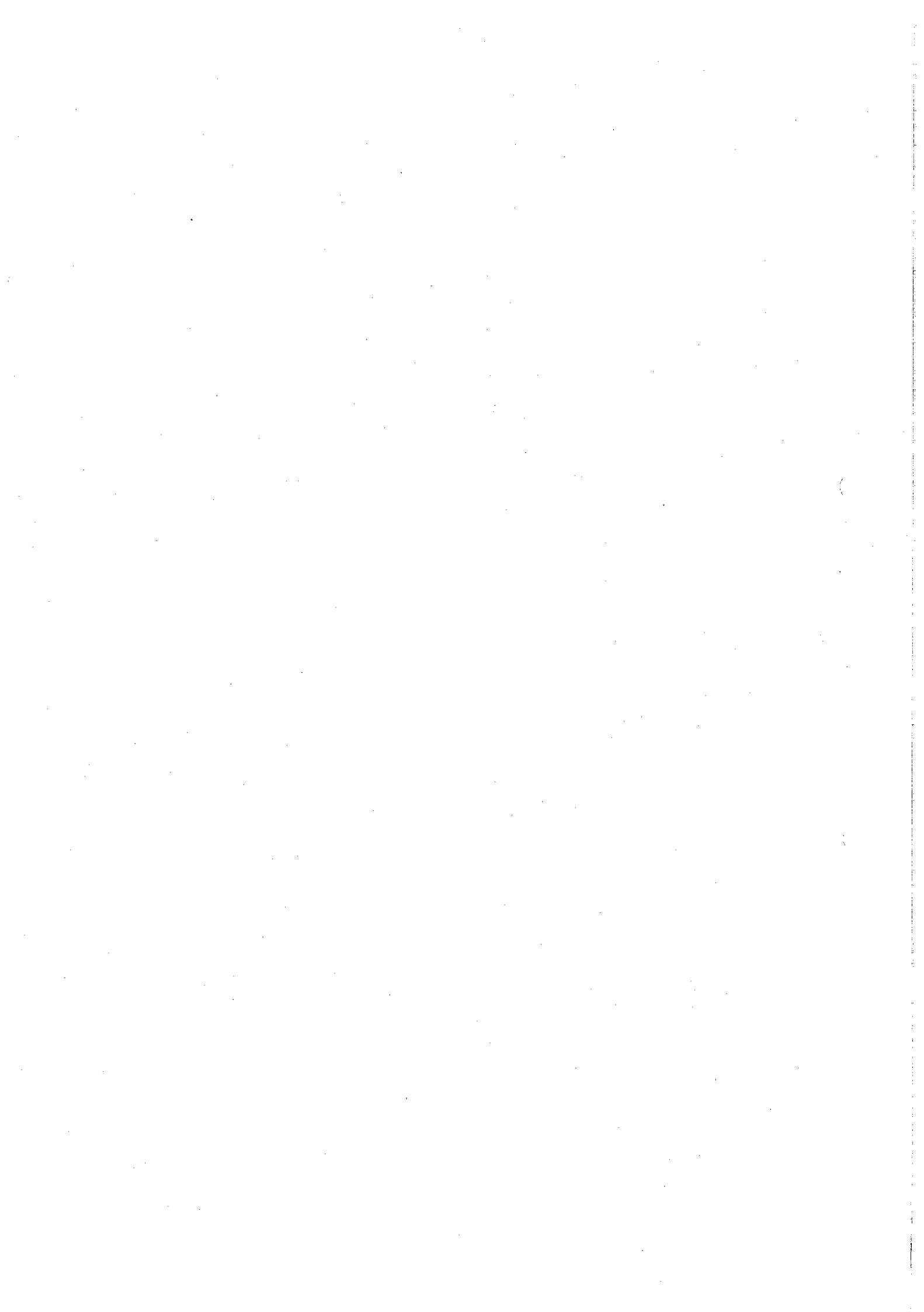


(令和 5 年第 1 回定例会 9 月会議)

参考資料（議案関係）



議案参考資料

(令和5年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第80号 かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 背景・経過

令和2年9月28日に選任された松本兼一委員が、令和5年9月27日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方税法第423条第1項の規定による固定資産評価審査委員会の委員のうち、松本兼一委員の任期が本年9月27日に満了するので、同委員を再任するため同法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和5年9月28日～令和8年9月27日（3年間）

4. 概要

①設置目的

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため固定資産評価審査委員会を設置する。

②定数

委員の定数は、3人

③委員となりうる者の資格要件

委員は、当該市町村の住民、市町村民税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者

④委員となることができない者

- ・破産者で復権を得ない者
- ・固定資産評価審査委員会の委員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- ・禁錮以上の刑に処せられた者であってその執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過しない者
- ・国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(令和5年第1回定例会9月会議)

【議案第80号 参考資料】

かつらぎ町固定資産評価審査委員会委員候補者略歴

氏名 松本 兼一

生年月日

住所 個人情報保護のため以下空白となります。

職業

略歴

議案参考資料

(令和5年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 福祉係

1. 議案名

議案第81号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

2. 背景・経過

令和3年1月1日に法務大臣より委嘱された谷口千明委員が、令和5年12月31日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

人権擁護委員法第6条第1項の規定による人権擁護委員のうち、谷口千明委員の任期が本年12月31日に満了するので和歌山地方法務局長より候補者の推薦の依頼があり、同委員を推薦するため同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

任期：令和6年1月1日～令和8年12月31日（3年間）

4. 概要

①目的

国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置く。

②定数

委員の定数は、9人

③委員となりうる者の資格要件

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者

④委員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・人権侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

(令和 5 年第 1 回定例会 9 月会議)

【議案第 81 号 参考資料】

人権擁護委員推薦候補者略歴

(人権擁護委員となりうる者の資格要件)

当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者

氏名 谷口千明

生年月日

住所 個人情報保護のため以下空白となります。

職業

略歴

議案参考資料

担当課（室）係

総務課 管理係

(令和5年第1回定例会9月会議)

1. 議案名

議案第82号 既存条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

2. 背景・経過

既存条例において、改正漏れ等が複数確認されたことを受けて、全庁的に既存条例の見直しを行いました。

3. 趣旨・目的

既存条例の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

主な改正内容は、次のとおりです。

① 引用規定、字句等の整理

(第1条、第3条から第5条まで、第7条、第9条、第14条、第16条、第20条、第23条、第25条及び第27条関係)

② 地番の変更による整理

(第2条、第6条、第10条から第13条まで、第15条、第17条から第19条まで、第21条、第22条、第24条及び第26条関係)

③ 既存条例の廃止

(第8条関係)

(施行期日：公布の日。ただし、②の改正規定については、令和6年4月1日)

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町水防協議会条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>【第1条関係】</p> <p>○かつらぎ町水防協議会条例 (昭和33年かつらぎ町条例第17号)</p>	<p>○かつらぎ町水防協議会条例 (昭和33年かつらぎ町条例第17号)</p>
<p>第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、かつらぎ町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>	<p>第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、かつらぎ町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p>

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町立公民館設置及び管理条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第2条関係】		
○かつらぎ町立公民館設置及び管理条例 (昭和33年かつらぎ町条例第18号)		
第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、かつらぎ町に次のとおり公民館を設置する。	第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、かつらぎ町に次のとおり公民館を設置する。	○かつらぎ町立公民館設置及び管理条例 (昭和33年かつらぎ町条例第18号)
名称	位置	名称
かつらぎ町公民館	かつらぎ町大字丁ノ町2454番地の1	かつらぎ町公民館
かつらぎ町笠田公民館(笠田ふふるさと交流館)	かつらぎ町大字笠田東396番地の3	かつらぎ町笠田公民館(笠田ふふるさと交流館)
かつらぎ町四郷公民館	かつらぎ町大字広口1197番地	かつらぎ町四郷公民館
かつらぎ町大谷公民館	かつらぎ町大字大谷288番地の5	かつらぎ町大谷公民館
かつらぎ町妙寺公民館	かつらぎ町大字妙寺445番地の1	かつらぎ町妙寺公民館
かつらぎ町三谷公民館	かつらぎ町大字三谷1670番地の2	かつらぎ町三谷公民館
かつらぎ町見好公民館	かつらぎ町大字東洪田50番地	かつらぎ町見好公民館
かつらぎ町四邑公民館	かつらぎ町大字御所8番地の2	かつらぎ町四邑公民館
かつらぎ町天野公民館	かつらぎ町大字下天野924番地の4	かつらぎ町天野公民館
かつらぎ町志賀公民館	かつらぎ町大字志賀1347番地の3	かつらぎ町志賀公民館
かつらぎ町新城公民館	かつらぎ町大字新城243番地	かつらぎ町新城公民館

改 正 後		改 正 前	
かつらぎ町花園公民館 2 (略)	かつらぎ町大字花園染瀬645番地の4	かつらぎ町花園公民館 2 (略)	かつらぎ町大字花園染瀬645番地の4
(省) 略)	(省) 略)	(省) 略)	(省) 略)

職員の給与等に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第3条関係】		
○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）		<p>○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号）</p> <p>(初任給、昇格、降格等の基準)</p> <p>第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は1の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。</p> <p>3 職員の昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更すること)をいう。)及び降格(職員の職務の級をその下位の級に変更すること)をいう。)の基準は、規則で定める。</p> <p>4 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の職員の給与等に関する条例- 1 -</p>

改 正 後	改 正 前
勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
(省) 附 則 1~7 (略)	(省) 附 則 1~7 (略) (特定日以後の給料月額の特例措置)
8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。	8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第10項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項及び第2項並びに第10条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
9・10 (略)	9・10 (略)
11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。	11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

		改 正 後						改 正 前										
別表第1(第8条関係)										別表第1(第8条関係)								
職員区分 職務の級 号給	年定前任短間勤務員外の職員	1級		2級		3級		4級		5級		6級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		年	定	前	任	短	間	勤	務	員	外	の	職	員	給	料	月	額

		改 正 後						改 正 前						別表第1(第8条関係)					
別表第1(第8条関係)										別表第1(第8条関係)									
職員区分 職務の級 号給	年定前任短間勤務員外の職員	1級		2級		3級		4級		5級		6級		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		年	定	前	任	短	間	勤	務	員	外	の	職	員	給	料	月	額	

		改 正 後						改 正 前											
別表第1(第8条関係)										別表第1(第8条関係)									
職員区分 職務の級 号給	年定前任短間勤務員外の職員	1級		2級		3級		4級		5級		6級		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		年	定	前	任	短	間	勤	務	員	外	の	職						

(略)

(省)

略

(略)

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第4条関係】	<p>○かつらぎ町職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和33年かつらぎ町条例第45号)</p> <p>(目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)第15条第2項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かつらぎ町条例第39号)第9条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する条例を定めることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、次条に規定する特殊勤務手当が、職員の給与等に関する条例に規定する給料表の給料に組み入れられ、又は同条第11条の規定により給料の調整が行われるまでの間効力を有するものとする。</p>	<p>○かつらぎ町職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和33年かつらぎ町条例第45号)</p> <p>(目的及び効力)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)第15条第2項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かつらぎ町条例第39号)第9条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する条例を定めることを目的とする。</p> <p>2 この条例は、次条に規定する特殊勤務手当が、職員の給与等に関する条例に規定する給料表の給料に組み入れられ、又は同条第11条の規定により給料の調整が行われるまでの間効力を有するものとする。</p>

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町社会教育委員設置に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第5条関係】		
○かつらぎ町社会教育委員設置に関する条例 (昭和35年かつらぎ町条例第35号)		
(目的) 第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項及び第18条の規定に基づき、かつらぎ町社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項について定めることを目的とする。	(省) 略	(省) 略
○かつらぎ町社会教育委員設置に関する条例 (昭和35年かつらぎ町条例第35号)		
(目的) 第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、かつらぎ町社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項について定めることを目的とする。	(省) 略	(省) 略

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町立学校の設置等に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前												
【第6条関係】														
○かつらぎ町立学校の設置等に関する条例 (昭和39年かつらぎ町条例第10号)														
	(省)	(省)												
(小学校)														
○かつらぎ町立学校の設置等に関する条例 (昭和39年かつらぎ町条例第10号)														
	(略)	(略)												
(小学校)														
第2条 法第38条の規定に基づく小学校の名称及び位置は、次表のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 笠田小学校</td><td>かつらぎ町大字笠田東559番地の1</td></tr> <tr> <td>(2) 大谷小学校</td><td>かつらぎ町大字大谷338番地の1</td></tr> <tr> <td>(3) 妙寺小学校</td><td>かつらぎ町大字妙寺859番地の1</td></tr> <tr> <td>(4) 渋田小学校</td><td>かつらぎ町大字東渋田151番地の1</td></tr> <tr> <td>(5) 梁瀬小学校</td><td>かつらぎ町大字花園染瀬567番地の1</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	(1) 笠田小学校	かつらぎ町大字笠田東559番地の1	(2) 大谷小学校	かつらぎ町大字大谷338番地の1	(3) 妙寺小学校	かつらぎ町大字妙寺859番地の1	(4) 渋田小学校	かつらぎ町大字東渋田151番地の1	(5) 梁瀬小学校	かつらぎ町大字花園染瀬567番地の1
名称	位置													
(1) 笠田小学校	かつらぎ町大字笠田東559番地の1													
(2) 大谷小学校	かつらぎ町大字大谷338番地の1													
(3) 妙寺小学校	かつらぎ町大字妙寺859番地の1													
(4) 渋田小学校	かつらぎ町大字東渋田151番地の1													
(5) 梁瀬小学校	かつらぎ町大字花園染瀬567番地の1													
(中学校)														
第3条 法第49条の規定に基づく中学校の名称及び位置は、次表のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 笠田中学校</td><td>かつらぎ町大字笠田東132番地の1</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	(1) 笠田中学校	かつらぎ町大字笠田東132番地の1								
名称	位置													
(1) 笠田中学校	かつらぎ町大字笠田東132番地の1													
○かつらぎ町立学校の設置等に関する条例 (昭和39年かつらぎ町条例第10号)														
第2条 法第38条の規定に基づく小学校の名称及び位置は、次表のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 笠田小学校</td><td>かつらぎ町大字笠田東558番地</td></tr> <tr> <td>(2) 大谷小学校</td><td>かつらぎ町大字大谷338番地</td></tr> <tr> <td>(3) 妙寺小学校</td><td>かつらぎ町大字妙寺857番地</td></tr> <tr> <td>(4) 渋田小学校</td><td>かつらぎ町大字東渋田151番地の1</td></tr> <tr> <td>(5) 梁瀬小学校</td><td>かつらぎ町大字花園染瀬567番地の1</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	(1) 笠田小学校	かつらぎ町大字笠田東558番地	(2) 大谷小学校	かつらぎ町大字大谷338番地	(3) 妙寺小学校	かつらぎ町大字妙寺857番地	(4) 渋田小学校	かつらぎ町大字東渋田151番地の1	(5) 梁瀬小学校	かつらぎ町大字花園染瀬567番地の1
名称	位置													
(1) 笠田小学校	かつらぎ町大字笠田東558番地													
(2) 大谷小学校	かつらぎ町大字大谷338番地													
(3) 妙寺小学校	かつらぎ町大字妙寺857番地													
(4) 渋田小学校	かつらぎ町大字東渋田151番地の1													
(5) 梁瀬小学校	かつらぎ町大字花園染瀬567番地の1													
(中学校)														
第3条 法第49条の規定に基づく中学校の名称及び位置は、次表のとおりとする。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 笠田中学校</td><td>かつらぎ町大字笠田東132番地</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	(1) 笠田中学校	かつらぎ町大字笠田東132番地								
名称	位置													
(1) 笠田中学校	かつらぎ町大字笠田東132番地													

改 正 後		改 正 前	
(2) 妙寺中学校	かつらぎ町大字妙寺581番地	(2) 妙寺中学校	かつらぎ町大字妙寺581番地
(省)	(略)	(省)	(略)

かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第7条関係】	<p>○かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (昭和40年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(任命)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、 町長が任命し、その他の団員は、次に掲げる資格を有する者の中から 、町長の承認を得て団長が任命する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、水害、火災その他の災害の発生 を知ったときは、直ちに出動し勤務に従事できる者 (2) 年齢満18歳以上65歳未満であること。ただし、団長が特に必要 と認めた場合はこの限りでない。 (3) 志操堅固でかつ身体強健な者</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 (昭和40年かつらぎ町条例第24号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(任用)</p> <p>第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき、 町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から 任用する。</p> <p>(1) 当該消防団の区域内に居住し、水害、火災その他の災害の発生 を知ったときは、直ちに出動し勤務に従事できる者 (2) 年齢満18歳以上65歳未満であること。ただし、団長が特に必要 と認めた場合はこの限りでない。 (3) 志操堅固でかつ身体強健な者</p> <p>(省 略)</p>

かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第9条関係】		
○かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (昭和47年かつらぎ町条例第1号)	○かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (昭和47年かつらぎ町条例第1号)	
(省 略)	(省 略)	(省 略)
(用語の定義)		
第2条 (略)	第2条 (略)	(1)・(2) (略)
(1)・(2) (略)		(3) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。
(3) 施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)をいう。		(4) (略)
(4) (略)		(省 略)
(用語の定義)		
第4条 (略)		(清潔の保持)
2～5 (略)		第4条 (略)
6 法第5条第3項の規定による大掃除は、町長の定める計画に従い実施		2～5 (略)
かつらぎ町廃棄物の処理及び清掃に関する条例- 1 -		6 法第5条第2項の規定による大掃除は、町長の定める計画に従い実施

改 正 後	改 正 前
しなければならない。	しなければならない。
(省) 略)	(省) 略)
<p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)</p> <p>第5条の2 廃棄物処理業者は、施行令第3条で定める基準に従い、衛生的に一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。</p> <p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託基準)</p> <p>第5条の3 町が町以外の者に一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する場合の基準は、施行令第4条に定める基準によるものとする。</p>	<p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)</p> <p>第5条の2 廃棄物処理業者は、<u>廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条で定める基準に従い、衛生的に一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。</u></p> <p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託基準)</p> <p>第5条の3 町が町以外の者に一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する場合の基準は、<u>政令第4条に定める基準によるものとする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>前条に定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する料金を受けてはならない。</p> <p>5~7 (略)</p> <p>(淨化槽清掃業の許可基準)</p> <p>第11条の2 淨化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により 淨化槽の清掃を業として行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可を受けようとする者が環境省関係淨化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、環境省関係淨化槽法施行規則第3条に定める基準に従い淨化槽の清掃を行わなければならない。</p> <p>4 前条第6項及び第7項の規定は、第1項の許可を受けた者について準用する。</p>	<p>第10条に定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。</p> <p>5~7 (略)</p> <p>(淨化槽清掃業の許可基準)</p> <p>第11条の2 淨化槽法第35条第1項の規定により淨化槽の清掃を業として行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の許可を受けようとする者は環境省関係淨化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。)第11条で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、省令第3条に定める基準に従い淨化槽の清掃を行わなければならない。</p> <p>4 第11条第6項及び第7項の規定は、第1項の許可を受けた者について準用する。</p>
<p>第13条 (略)</p> <p>2 前項及び淨化槽法第35条の許可申請の手数料は、かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の定めるところによる。</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 前項及び淨化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の許可申請の手数料は、かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の定めるところによる。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

かつらぎ町社会体育施設等設置条例新旧対照表

		改 正 後	改 正 前
【第10条関係】			
○かつらぎ町社会体育施設等設置条例 (昭和50年かつらぎ町条例第7号)			
	(省)	(省)	(省)
(名称及び位置)			
第2条 社会体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。			
種別	名称	位置	
児童公園	柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1	
〃	高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2	
〃	清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2	
〃	北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地	
児童遊園	笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5	
〃	笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1	
〃	妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地	
			かつらぎ町社会体育施設等設置条例第7号)
○かつらぎ町社会体育施設等設置条例 (昭和50年かつらぎ町条例第7号)			
(名称及び位置)			
第2条 社会体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。			
種別	名称	位置	
児童公園	柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1	
〃	高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2	
〃	清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2	
〃	北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地	
児童遊園	笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5	
〃	笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1	
〃	妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地	
			(昭和50年かつらぎ町条例第7号)
○かつらぎ町社会体育施設等設置条例 (昭和50年かつらぎ町条例第7号)			
(名称及び位置)			
第2条 社会体育施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。			
種別	名称	位置	
児童公園	柏木児童公園	かつらぎ町大字柏木305番地の1	
〃	高田児童公園	かつらぎ町大字高田23番地の2	
〃	清滝児童公園	かつらぎ町大字花園梁瀬1534番地の2	
〃	北寺児童公園	かつらぎ町大字花園北寺104番地	
児童遊園	笠田東第1ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東218番地の5	
〃	笠田東第2ちびっ子広場	かつらぎ町大字笠田東492番地の1	
〃	妙寺ちびっ子広場	かつらぎ町大字妙寺242番地	
			(昭和50年かつらぎ町条例第7号)

改 正 後		改 正 前	
"	西飯降ちびっ子広場	かつらぎ町大字西飯降292番地の 2	妙寺ちびっ子広場
"	中飯降第1ちびっ子かつらぎ町大字中飯降1482番地 の1 広場	西飯降ちびっ子広場	大字妙寺242番地他 大字西飯降292番地の 2
"	中飯降第3ちびっ子かつらぎ町大字中飯降20番地の 1 広場	中飯降第1ちびっ子 の1 広場	大字中飯降1482番地
"	兄井ちびっ子広場	中飯降第3ちびっ子 の1 広場	大字中飯降20番地の1
"	平沼田ちびっ子広場	中飯降第3ちびっ子 の2 広場	大字中飯降20番地の1
"	西沢田第1ちびっ子 広場	兄井ちびっ子広場	大字兄井475番地の2
"	西沢田第2ちびっ子 広場	平沼田ちびっ子広場	大字平沼田4番地の1
"	新城ちびっ子広場	西沢田第1ちびっ子 の1 広場	大字西沢田124番地の 1
"	丁ノ町第3ちびっ子かつらぎ町大字丁ノ町902番地 広場	西沢田第2ちびっ子 の1 広場	大字西沢田28番地
"	三谷ちびっ子広場	新城ちびっ子広場	大字新城242番地他
"	丁ノ町第2ちびっ子かつらぎ町大字三谷631番地 広場	丁ノ町第3ちびっ子 の1 広場	大字丁ノ町902番地
"	柏木第1ちびっ子広 場	三谷ちびっ子広場	大字三谷631番地
"	笠田東第3ちびっ子かつらぎ町大字笠田東601番地の 1 広場	丁ノ町第2ちびっ子 の1 広場	大字丁ノ町775番地の 1
"	豊地ちびっ子広場	柏木第1ちびっ子広 場	大字柏木1753番地の1
"	少年スポーツ広 場	笠田東第3ちびっ子 の1 広場	大字笠田東601番地
"	多目的広場	豊地ちびっ子広場	大字花園梁瀬459番地 の4地
		少年スポーツ広 場	大字笠田東少年スポーツ の先
		多目的広場	大字笠田東地先

改 正 後		改 正 前	
ラウンド	先	多目的広場	かつらぎ公園河川グリーン 大字丁ノ町2527番地
かつらぎ公園河川広場	先	ラウンド	" 大字丁ノ町2527番地
かつらぎ公園第2河川広場	先	かつらぎ公園河川広場	" 大字丁ノ町2527番地
"	先	"	かつらぎ公園第2河川広場
			(省 略)

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険診療所条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前									
【第11条関係】											
○かつらぎ町国民健康保険診療所条例 (昭和52年かつらぎ町条例第19号)											
(設置)	(略)										
第1条	第1条 (略)										
2 診療所の名称及び位置は、次表のとおりとする。	2 診療所の名称及び位置は、次表のとおりとする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かつらぎ町国民健康保険四郷診療所</td><td>かつらぎ町大字広口1165番地</td><td>以下「四郷診療所」という。</td></tr> <tr> <td>かつらぎ町国民健康保険天野診療所</td><td>かつらぎ町大字下天野942番</td><td>以下「天野診療所」という。</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	備考	かつらぎ町国民健康保険四郷診療所	かつらぎ町大字広口1165番地	以下「四郷診療所」という。	かつらぎ町国民健康保険天野診療所	かつらぎ町大字下天野942番	以下「天野診療所」という。
名称	位置	備考									
かつらぎ町国民健康保険四郷診療所	かつらぎ町大字広口1165番地	以下「四郷診療所」という。									
かつらぎ町国民健康保険天野診療所	かつらぎ町大字下天野942番	以下「天野診療所」という。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かつらぎ町国民健康保険四郷診療所</td><td>かつらぎ町大字広口1165番地</td><td>以下「四郷診療所」という。</td></tr> <tr> <td>かつらぎ町国民健康保険天野診療所</td><td>かつらぎ町大字下天野943番</td><td>以下「天野診療所」という。</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	備考	かつらぎ町国民健康保険四郷診療所	かつらぎ町大字広口1165番地	以下「四郷診療所」という。	かつらぎ町国民健康保険天野診療所	かつらぎ町大字下天野943番	以下「天野診療所」という。
名称	位置	備考									
かつらぎ町国民健康保険四郷診療所	かつらぎ町大字広口1165番地	以下「四郷診療所」という。									
かつらぎ町国民健康保険天野診療所	かつらぎ町大字下天野943番	以下「天野診療所」という。									
(省) 略											
(省) 略											

(令和5年第1回定例会 9月会議)

【議案第82号 参考資料】

地域振興施設設置条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
【第12条関係】			
○地域振興施設設置条例（昭和56年かつらぎ町条例第9号）			○地域振興施設設置条例（昭和56年かつらぎ町条例第9号）
			（省 略）
第2条 施設の名称及び位置は、次表のとおりとする。			第2条 施設の名称及び位置は、次表のとおりとする。
名称	設置場所	名称	設置場所
広口生活改善センター	かつらぎ町大字広口476番地	広口生活改善センター	かつらぎ町大字広口476番地
平生活改善センター	かつらぎ町大字平93番地	平生活改善センター	かつらぎ町大字平93番地
二の宮へき地集会所	かつらぎ町大字広口1199番地の1	二の宮へき地集会所	かつらぎ町大字広口1199番地
大林共同作業場	かつらぎ町大字広口924番地	大林共同作業場	かつらぎ町大字広口924番地
茶屋出農業会館	かつらぎ町大字妙寺1009番地の1	茶屋出農業会館	かつらぎ町大字妙寺1009番地の1
滝郷土文化保存伝習施設	かつらぎ町大字滝872番地の4	滝郷土文化保存伝習施設	かつらぎ町大字滝872番地の4
大久保共同作業場	かつらぎ町大字平669番地	大久保共同作業場	かつらぎ町大字平652番地
東谷ふるさとセンター	かつらぎ町大字東谷1847番地	東谷ふるさとセンター	かつらぎ町大字東谷1847番地
下津川多目的集会所	かつらぎ町大字平1372番地の1	下津川多目的集会所	かつらぎ町大字平1373番地
宮本集会所	かつらぎ町大字宮本13番地	宮本集会所	かつらぎ町大字宮本13番地
新城農作業準備休養施設	かつらぎ町大字新城879番地の1	新城農作業準備休養施設	かつらぎ町大字新城879番地の1
設			

改正後	改正前
(省略)	(省略)

(令和5年第1回定期会議
【議案第8・2号 参考資料】

かつらぎ斎場設置及び管理条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前								
【第13条関係】										
○かつらぎ斎場設置及び管理条例（昭和57年かつらぎ町条例第22号）	<p>（省 略）</p> <p>第3条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>かつらぎ斎場</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>かつらぎ町大字妙寺1471番地の19</td> </tr> </table> <p>（省 略）</p>	名称	かつらぎ斎場	位置	かつらぎ町大字妙寺1471番地の19	<p>○かつらぎ斎場設置及び管理条例（昭和57年かつらぎ町条例第22号）</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>かつらぎ斎場</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>かつらぎ町大字妙寺1471番地の17</td> </tr> </table> <p>（省 略）</p>	名称	かつらぎ斎場	位置	かつらぎ町大字妙寺1471番地の17
名称	かつらぎ斎場									
位置	かつらぎ町大字妙寺1471番地の19									
名称	かつらぎ斎場									
位置	かつらぎ町大字妙寺1471番地の17									

職員の定年等に関する条例新旧対照表

【第14条関係】	改 正 後	改 正 前
○職員の定年等に関する条例（昭和59年かつらぎ町条例第23号）	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日ににおいて従事している職務に従事させたため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たとき有限るものとし、当該期限は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超える</p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるとときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日ににおいて従事している職務に従事させたため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たとき有限るものとし、当該期限は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超える</p>

	改 正 後	改 正 前
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)	ることができない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)	ることができない。 (1)～(3) (略) 2～5 (略)
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)	(省) 略	(省) 略

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 (略)
(1)～(3) (略)
2 (略)

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができること)が当該管理監督職に係る管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する職員(当該管理監督職に係る職制上の段階の標準的な職に係る職員)が当該管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該職員を當該職員が属する特定職員の定年等に関する条例- 2 -

改 正 後	改 正 前
<p>めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これら規定により延長された期間を含む。)が延長された事由があると認めると認める職員について前項に規定する事由が延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるとときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p>	<p>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これら規定により延長された期間を含む。)が延長された事由があると認めると認める職員について前項に規定する事由が延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるとときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p>
<p style="text-align: right;">(省)</p> <p style="text-align: right;">(省)</p>	<p style="text-align: right;">(省)</p> <p style="text-align: right;">(省)</p>

附 則 1・2 (略) (定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間ににおける第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改 正 後		改 正 前	
(情報の提供及び勤務の意思の確認)			
4 (略)		4 (略)	(情報の提供及び勤務の意思の確認)
	(省) 略)		(省) 略)

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例

	改 正 後	改 正 前
【第15条関係】		
○かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例 (平成5年かつらぎ町条例第19号)	○かつらぎ町シビックセンター設置及び管理条例 (平成5年かつらぎ町条例第19号)	
(設置) 第1条 町民の文化活動に寄与し、町民生活の向上と文化、芸術の普及及び振興を図るため、かつらぎ町シビックセンター(以下「シビックセンター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 シビックセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(設置) 第1条 町民の文化活動に寄与し、町民生活の向上と文化、芸術の普及及び振興を図るため、かつらぎ町シビックセンター(以下「シビックセンター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 シビックセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(設置) 第1条 町民の文化活動に寄与し、町民生活の向上と文化、芸術の普及及び振興を図るため、かつらぎ町シビックセンター(以下「シビックセンター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第2条 シビックセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 かつらぎ町シビックセンター 位置 かつらぎ町大字工ノ町2454番地	名称 かつらぎ町シビックセンター 位置 かつらぎ町大字工ノ町2454番地	名称 かつらぎ町シビックセンター 位置 かつらぎ町大字工ノ町2454番地
(省) 略	(省) 略	(省) 略

職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第16条関係】		
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第27号)	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第27号)	○職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成9年かつらぎ町条例第27号)
(省) (1週間の勤務時間) 第2条 (略)	(省) (1週間の勤務時間) 第2条 (略)	(省) (1週間の勤務時間) 第2条 (略)
2 (略) 3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかるわらず、休憩時間を除き、4週間に超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	2 (略) 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかるわらず、休憩時間を除き、4週間を超過しない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	2 (略) 3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかるわらず、休憩時間を除き、4週間を超過しない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
(省) (省)	(省) (省)	(省) (省)

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前											
【第17条関係】													
○かつらぎ町保健福祉センター等設置及び管理条例 (平成12年かつらぎ町条例第13号)	<p>(省) (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かつらぎ町保健福祉センター</td> <td>かつらぎ町大字丁ノ町2156番地の1</td> <td>かつらぎ町保健福祉センター</td> </tr> <tr> <td>花園保健センター</td> <td># 花園染瀬1486番地の5</td> <td># 花園染瀬1486番地の5</td> </tr> <tr> <td>花園保健福祉館</td> <td># 花園中南250番地</td> <td># 花園中南250番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省) (略)</p>	名称	位置	位置	かつらぎ町保健福祉センター	かつらぎ町大字丁ノ町2156番地の1	かつらぎ町保健福祉センター	花園保健センター	# 花園染瀬1486番地の5	# 花園染瀬1486番地の5	花園保健福祉館	# 花園中南250番地	# 花園中南250番地
名称	位置	位置											
かつらぎ町保健福祉センター	かつらぎ町大字丁ノ町2156番地の1	かつらぎ町保健福祉センター											
花園保健センター	# 花園染瀬1486番地の5	# 花園染瀬1486番地の5											
花園保健福祉館	# 花園中南250番地	# 花園中南250番地											

かつらぎ町不燃物中間処理場設置及び管理条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前								
【第18条関係】	<p>○かつらぎ町不燃物中間処理場設置及び管理条例 (平成14年かつらぎ町条例第25号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>かつらぎ町不燃物中間処理場</td> <td>かつらぎ町大字笠田東1271番地の9</td> </tr> </table> <p>(省 略)</p>	名称	位置	かつらぎ町不燃物中間処理場	かつらぎ町大字笠田東1271番地の9	<p>○かつらぎ町不燃物中間処理場設置及び管理条例 (平成14年かつらぎ町条例第25号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>かつらぎ町不燃物中間処理場</td> <td>かつらぎ町大字笠田東1271番地の10</td> </tr> </table>	名称	位置	かつらぎ町不燃物中間処理場	かつらぎ町大字笠田東1271番地の10
名称	位置									
かつらぎ町不燃物中間処理場	かつらぎ町大字笠田東1271番地の9									
名称	位置									
かつらぎ町不燃物中間処理場	かつらぎ町大字笠田東1271番地の10									

かつらぎ町森林空間総合整備事業施設設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
【第19条関係】																																									
○かつらぎ町森林空間総合整備事業施設設置及び管理に関する条例 (平成17年かつらぎ町条例第62号)	○かつらぎ町森林空間総合整備事業施設設置及び管理に関する条例 (平成17年かつらぎ町条例第62号)																																								
(省) 略)	(省) 略)																																								
別表(第2条関係) 施設の名称及び位置	別表(第2条関係) 施設の名称及び位置																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進広場</td> <td>かつらぎ町大字花園久木442番地の4</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>伊都郡かつらぎ町大字花園久木タワ浴 419</td> </tr> <tr> <td>作業場</td> <td>442-3</td> </tr> <tr> <td>休憩所</td> <td>" 花園久木タワ浴 419</td> </tr> <tr> <td>総合案内板</td> <td>442-3</td> </tr> <tr> <td>森林空間作業路</td> <td>森林空間作業路 " 花園梁瀬八谷954-1</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td>林内遊歩道</td> <td>かつらぎ町大字花園梁瀬832番地の1 林内遊歩道</td> </tr> <tr> <td>林内遊歩道</td> <td>かつらぎ町大字花園北寺307番地の28 森の向832-1~ 河原779</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	健康増進広場	かつらぎ町大字花園久木442番地の4	駐車場	伊都郡かつらぎ町大字花園久木タワ浴 419	作業場	442-3	休憩所	" 花園久木タワ浴 419	総合案内板	442-3	森林空間作業路	森林空間作業路 " 花園梁瀬八谷954-1	駐車場	駐車場	林内遊歩道	かつらぎ町大字花園梁瀬832番地の1 林内遊歩道	林内遊歩道	かつらぎ町大字花園北寺307番地の28 森の向832-1~ 河原779	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進広場</td> <td>伊都郡かつらぎ町大字花園久木タワ浴 419</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>花園久木タワ浴 419</td> </tr> <tr> <td>作業場</td> <td>442-3</td> </tr> <tr> <td>休憩所</td> <td>" 花園久木タワ浴 419</td> </tr> <tr> <td>総合案内板</td> <td>442-3</td> </tr> <tr> <td>森林空間作業路</td> <td>森林空間作業路 " 花園梁瀬八谷954-1</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td>林内遊歩道</td> <td>かつらぎ町大字花園梁瀬832番地の1 林内遊歩道</td> </tr> <tr> <td>林内遊歩道</td> <td>かつらぎ町大字花園北寺307番地の28 森の向832-1~ 河原779</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	健康増進広場	伊都郡かつらぎ町大字花園久木タワ浴 419	駐車場	花園久木タワ浴 419	作業場	442-3	休憩所	" 花園久木タワ浴 419	総合案内板	442-3	森林空間作業路	森林空間作業路 " 花園梁瀬八谷954-1	駐車場	駐車場	林内遊歩道	かつらぎ町大字花園梁瀬832番地の1 林内遊歩道	林内遊歩道	かつらぎ町大字花園北寺307番地の28 森の向832-1~ 河原779
名称	位置																																								
健康増進広場	かつらぎ町大字花園久木442番地の4																																								
駐車場	伊都郡かつらぎ町大字花園久木タワ浴 419																																								
作業場	442-3																																								
休憩所	" 花園久木タワ浴 419																																								
総合案内板	442-3																																								
森林空間作業路	森林空間作業路 " 花園梁瀬八谷954-1																																								
駐車場	駐車場																																								
林内遊歩道	かつらぎ町大字花園梁瀬832番地の1 林内遊歩道																																								
林内遊歩道	かつらぎ町大字花園北寺307番地の28 森の向832-1~ 河原779																																								
名称	位置																																								
健康増進広場	伊都郡かつらぎ町大字花園久木タワ浴 419																																								
駐車場	花園久木タワ浴 419																																								
作業場	442-3																																								
休憩所	" 花園久木タワ浴 419																																								
総合案内板	442-3																																								
森林空間作業路	森林空間作業路 " 花園梁瀬八谷954-1																																								
駐車場	駐車場																																								
林内遊歩道	かつらぎ町大字花園梁瀬832番地の1 林内遊歩道																																								
林内遊歩道	かつらぎ町大字花園北寺307番地の28 森の向832-1~ 河原779																																								

改 正 後		改 正 前	
作業場	" 花園久木タワ浴 419 442-3	" 花園久木タワ浴	
林内遊歩道	" 花園北寺 高野辻306-7~ 高野谷281	" 花園北寺	
休憩所	" 花園久木タワ浴 419 442-3	" 花園久木タワ浴	
総合案内板	" 花園久木タワ浴 419 他4か所	" 花園久木タワ浴	

(令和5年第1回定期会議
【議案第82号 参考資料】)

かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第20条関係】	<p>○かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例 (平成18年かつらぎ町条例第38号)</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例 (平成18年かつらぎ町条例第38号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障害児者」とは、本町に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき記載されている者)で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1) 健康保険法(大正11年法律第70号) (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号) (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) (6) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)</p>

改 正 後	改 正 前
(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) (省 略)	(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) (省 略)

かつらぎ町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例- 2 -

かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
【第21条 関係】	
○かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例 (平成19年かつらぎ町条例第20号)	○かつらぎ町移動通信用鉄塔施設等の設置及び管理に関する条例 (平成19年かつらぎ町条例第20号)
(省 略)	(省 略)
(位置)	(位置)
第2条 通信用施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 通信用施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 位置	名称 位置
志賀地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字志賀1443番地の7	志賀地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字志賀1452番地の29
花園北寺地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字花園池之達162番地 設 2	花園北寺地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字花園池之達162番地 設
東谷地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字東谷841番地	東谷地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字東谷841番地
下津川地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字平1583番地の2	下津川地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字平1585番地
東滝地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字滝1229番地の2	東滝地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字滝1229番地の2
白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の1 設 7	白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字花園梁瀬1932番地の1 設
星山地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字星山182番地の1	星山地区移動通信用鉄塔施設 かつらぎ町大字星山182番地の1
白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設 起点 かつらぎ町大字花園梁瀬645番 設用伝送路施設 地の4	白谷・古向地区移動通信用鉄塔施設 起点 かつらぎ町大字花園梁瀬645番 設用伝送路施設 地

改 正 後		改 正 前	
終点 かつらぎ町大字花園塗瀬1932 番地の17	(省略)	終点 かつらぎ町大字花園塗瀬1932 番地の17	(省略)

花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第2条関係】		
○花園野外活動総合施設設置及び管理に関する条例 (平成21年かつらぎ町条例第16号)		
	(省 略)	(省 略)
(名称及び位置)		
第2条 総合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		
第2条 総合施設の名称及び位置	位置	位置
新子ふるさと村	かつらぎ町大字花園新子96番地の1	かつらぎ町大字花園新子地内
金剛緑地広場	かつらぎ町大字花園新子地内	かつらぎ町大字花園新子地内
花園屋内ゲートボール施設	かつらぎ町大字花園梁瀬地内の3	かつらぎ町大字花園梁瀬地内
(施設)		
第3条 総合施設に次の施設を置く。		
(1) 新子ふるさと村		
ア 宿舎 1棟		

改 正 後		改 正 前	
イ クラフト室兼食堂 1棟 (2)・(3) (略)		イ クラフト室兼食堂 1棟 ウ キャンプ場 1面 (2)・(3) (略)	
(省) 略)	(省) 略)	(省) 略)	

別表(第8条関係)
花園野外活動総合施設使用料(消費税含む。3歳未満無料)

(1) 新子ふるさと村

施設名	区分	利用料金
宿舎	宿泊	1人 1,000円 (備品使用料) バーベキュー一台 1,000円 (広場キャンプ) テント1張り 2,000円
	キャンプ場	宿泊 テント1張り 2,000円
	日帰り	1人 200円

(2)・(3) (略)

かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第23条関係】		
○かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 (平成22年かつらぎ町条例第30号)	○かつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例 (平成22年かつらぎ町条例第30号)	
(趣旨)	(趣旨)	<p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつてかつらぎ町が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された産業振興促進区域(同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。)内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。)をした者に係る固定資産税の課税免除に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p>
(趣旨)	(趣旨)	<p>第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であつてかつらぎ町が定めるもの(以下「持続的発展計画」という。)に記載された産業振興促進区域(同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。)内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属施設にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。)をした者に係る固定資産税の課税免除に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p>
(第2条)	(第2条)	<p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載されかつらぎ町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例- 1 -</p>

改 正 後	改 正 前
<p>た産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p>	<p>た産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除することができる。</p>

(省 略)

(省 略)

(省 略)

天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前				
【第24条関係】						
○天野地域交流センター(ゆずり葉)設置及び管理条例に関する条例 (平成27年かつらぎ町条例第34号)	(省) 略	(省) 略 (名称及び位置) 第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td>天野地域交流センター(ゆずり葉)</td><td>かつらぎ町大字下天野924番地の4</td></tr></table>	名称	位置	天野地域交流センター(ゆずり葉)	かつらぎ町大字下天野924番地の4
名称	位置					
天野地域交流センター(ゆずり葉)	かつらぎ町大字下天野924番地の4					

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町歴史文化的景観保全条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第25条関係】		
○かつらぎ町歴史文化的景観保全条例 (平成27年かつらぎ町条例第39号)	○かつらぎ町歴史文化的景観保全条例 (平成27年かつらぎ町条例第39号)	○かつらぎ町歴史文化的景観保全条例 (平成27年かつらぎ町条例第39号)
第7条 (略)	(省) 略	(省) 略
第7条 (適用除外)	(適用除外)	(適用除外)
第7条 (略)	(略)	(略)
(1) 法第43条若しくは第125条、和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号。以下「県条例」という。)第15条又はかつらぎ町文化財保護条例(昭和43年かつらぎ町条例第15号)第8条の規定により現状変更の許可を必要とされる行為であって、文化庁長官、和歌山県教育委員会又はかつらぎ町教育委員会の許可を得たもの	(1) 法第43条若しくは第125条、和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号。以下「県条例」という。)第12条又はかつらぎ町文化財保護条例(昭和43年かつらぎ町条例第15号)第8条の規定により現状変更の許可を必要とされる行為であって、文化庁長官、和歌山県教育委員会又はかつらぎ町教育委員会の許可を得たもの	(1) 法第43条若しくは第125条、和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号。以下「県条例」という。)第12条又はかつらぎ町文化財保護条例(昭和43年かつらぎ町条例第15号)第8条の規定により現状変更の許可を必要とされる行為であって、文化庁長官、和歌山県教育委員会又はかつらぎ町教育委員会の許可を得たもの
(2) 法第43条の2若しくは第127条又は県条例第14条第6号の規定により行う修理又は復旧	(2) 法第43条の2若しくは第127条又は県条例第11条第7号の規定により行う修理又は復旧	(2) 法第43条の2若しくは第127条又は県条例第11条第7号の規定により行う修理又は復旧
(3)～(11) (略)	(3)～(11) (略)	(省) 略
		かつらぎ町歴史文化的景観保全条例

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第82号 参考資料】

かつらぎ町放課後児童健全育成施設設置条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前																		
【第26条関係】	<p>○かつらぎ町放課後児童健全育成施設設置条例 (令和3年かつらぎ町条例第15号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笠田学童保育施設</td> <td>かつらぎ町大字笠田東459番地の2</td> <td>かつらぎ町大字笠田東459番地の2</td> </tr> <tr> <td>妙寺学童保育施設</td> <td>かつらぎ町大字妙寺857番地</td> <td>かつらぎ町大字妙寺857番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省 略)</p>	名称	位置	位置	笠田学童保育施設	かつらぎ町大字笠田東459番地の2	かつらぎ町大字笠田東459番地の2	妙寺学童保育施設	かつらぎ町大字妙寺857番地	かつらぎ町大字妙寺857番地	<p>○かつらぎ町放課後児童健全育成施設設置条例 (令和3年かつらぎ町条例第15号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笠田学童保育施設</td> <td>かつらぎ町大字笠田東459番地の2</td> <td>かつらぎ町大字笠田東459番地の2</td> </tr> <tr> <td>妙寺学童保育施設</td> <td>かつらぎ町大字妙寺857番地</td> <td>かつらぎ町大字妙寺857番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省 略)</p>	名称	位置	位置	笠田学童保育施設	かつらぎ町大字笠田東459番地の2	かつらぎ町大字笠田東459番地の2	妙寺学童保育施設	かつらぎ町大字妙寺857番地	かつらぎ町大字妙寺857番地
名称	位置	位置																		
笠田学童保育施設	かつらぎ町大字笠田東459番地の2	かつらぎ町大字笠田東459番地の2																		
妙寺学童保育施設	かつらぎ町大字妙寺857番地	かつらぎ町大字妙寺857番地																		
名称	位置	位置																		
笠田学童保育施設	かつらぎ町大字笠田東459番地の2	かつらぎ町大字笠田東459番地の2																		
妙寺学童保育施設	かつらぎ町大字妙寺857番地	かつらぎ町大字妙寺857番地																		

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第27条 関係】		
○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年かつらぎ町条例第30号)	○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年かつらぎ町条例第30号)	○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年かつらぎ町条例第30号)
(本 則 省 略)	(本 則 省 略)	(本 則 省 略)
附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)	附 則 (施行期日)
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。	第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。	第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。
(勤務延長に関する経過措置)	(勤務延長に関する経過措置)	(勤務延長に関する経過措置)
第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるとときは、町長の承認を得て、これら	第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるとときは、町長の承認を得て、これら	第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるとときは、町長の承認を得て、これら

改 正 後	改 正 前
<p>げる事由があると認めるとときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えることができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることにはならない。</p> <p>2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第3号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>3 新条例第4条第3項からの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p>	<p>の期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることにはできない。</p> <p>2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</p> <p>3 新条例第3項からの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</p> <p>(定年退職者等の再任用に関する経過措置)</p>
<p>第3条 (略) (1)～(3) (略)</p>	<p>第3条 (略) (1)～(3) (略)</p>

改 正 後

改 正 前

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用すること)をいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用すること)をいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

2 (略)

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

2 (略)

- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用すること)をいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用すること)をいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- (略)
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

2

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者
 (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者
 (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にある者

改 正 後	改 正 前
る日までの間に、暫定再任用をされたことがある者 3~5 (略)	る日までの間に、暫定再任用をされたことがある者 3~5 (略)
第6条 (略) 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定め、当該情報に基づく選考により、1年を超える範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。	第6条 (略) 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超える範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤

改 正 後

改 正 前

務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務」といふ。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60歳以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができます、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務に、同条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができます。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60歳とする。
(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員(附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与等に関する条例

務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務」といふ。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60歳以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができます、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができます。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)
第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60歳とする。
(職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員(附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与等に関する条例

改 正 後	改 正 前
例第8条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。	例第8条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、同条例第8条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
2 (略)	2 (略)
3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与等に関する条例第8条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与等に関する条例第8条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項目に掲げる基準給料月額のうち、同条例第8条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
4～6 (略)	4～6 (略)
7 職員の給与等に関する条例第9条第1項から第3項まで及び第20条の4並びに新給与条例第10条、第14条及び第20条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。	7 職員の給与等に関する条例第9条第1項から第3項まで、第14条、第20条及び第20条の4並びに新給与条例第10条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。
8 (略)	8 (省) (略)

議案参考資料

(令和5年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第83号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について

2. 背景・経過

内閣府において書面規制、押印の見直しの結果及び今後の取組が取りまとめられ、それに伴い、全国的に押印の見直しの取組が実施されています。

本町においても押印の見直しを推進し、住民の負担軽減及び行政サービスの効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

3. 趣旨・目的

行政手続の簡素化及び住民の利便性の向上を図るため、行政手続及び内部手続において、国と同様に一定の基準を満たさない手続について押印を求めないこととする見直しを実施します。

4. 概要

主な改正内容は、次のとおりです。

① 服務の宣誓に係る宣誓書の押印の廃止

現在、条例で定められている様式中の印を削る。

② 固定資産評価審査委員会における手続に係る押印の廃止

(1) 審査申出書における押印の廃止（第4条関係）

(2) 委員会の作成する意見陳述調書の押印の廃止（第7条関係）

(3) 口頭審理における関係者が提出する口述書の押印の廃止（第8条関係）

(4) 口頭審理について作成される調書の押印の廃止（第8条関係）

(5) 委員会議事における調書の押印の廃止（第10条関係）

(施行期日：公布の日)

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第83号 参考資料】

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第1条関係】		
○職員の服務の宣誓に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第37号)		
	<p>(本 則 省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>(本 則 省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が國民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治法の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全體の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が國民に存することを認めることを尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。
私は、地方自治法の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全體の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

職員の服務の宣誓に関する条例

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第83号 参考資料】

かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
【第2条関係】		
○かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例 (昭和57年かつらぎ町条例第30号)	○かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例 (昭和57年かつらぎ町条例第30号)	○かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例 (昭和57年かつらぎ町条例第30号)
	(省)	(省)
第4条 (略) 2・3 (略)	第4条 (略) 2・3 (略)	第4条 (略) 2・3 (略)
4 瀬査申出書には、瀬査申出人(瀬査申出人が法人その他の社団又は財團であるときは、代表者又は管理者、總代を互選したときは總代、代理人によつて瀬査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。	4 瀬査申出書には、瀬査申出人(瀬査申出人が法人その他の社団又は財團であるときは、代表者又は管理者、總代を互選したときは總代、代理人によつて瀬査の申出をするときは代理人)が押印しなければならぬ。	4 瀬査申出書には、瀬査申出人(瀬査申出人が法人その他の社団又は財團であるときは、代表者又は管理者、總代を互選したときは總代、代理人によつて瀬査の申出をするときは代理人)が押印しなければならぬ。
5 (略) 6 (略)	5 (略) 6 (略)	5 (略) 6 (略)
	(省)	(省)
第7条 (略) 2 (略)	第7条 (略) 2 (略)	第7条 (略) 2 (略)
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び	3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び	3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び
		かつらぎ町固定資産評価審査委員会条例- 1 -

改 正 後	改 正 前
調書を作成した書記がこれに置名しなければならない。 (1)～(3) (略) 第8条 (略) 2～4 (略)	調書を作成した書記がこれに置名押印しなければならない。 (1)～(3) (略) 第8条 (略) 2～4 (略)
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) (略) 6・7 (略)	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに置名押印しなければならない。 (1)～(3) (略) 6・7 (略)
8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに置名しなければならない。 (1)～(5) (略)	8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに置名押印しなければならない。 (1)～(5) (略)
第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに置名しなければならない。 (1)～(4) (略)	第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに置名押印しなければならない。 (1)～(4) (略)
第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに置名しなければならない。 (1)～(4) (略)	第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに置名押印しなければならない。 (1)～(4) (略)
	(省 略)

議案参考資料

担当課（室）係

(令和5年第1回定例会9月会議)

教育総務課 子育て係

1. 議案名

議案第84号 かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の一部改正に伴い、かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の条例整備が必要となったため、所要の改正を行おうとするものです。

3. 趣旨・目的

法改正は、こども園の認定又は認可に係る手続の効率化と事務負担の軽減を目的に、手続の簡素化等が行われるもので

4. 概要

法改正に伴い、本条例における引用条項及び必要な文言等の整備を行うものです。

(施行期日：令和5年9月16日)

(令和5年第1回定期会議
【議案第84号 参考資料】

かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>○かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号)</p> <p>(省) (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> 合第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</p> <p>(17) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p> <p>(19) 教育・保育 法第7条第5号に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(20) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(21) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。) </p>	<p>○かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第28号)</p> <p>(省) (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(17) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p> <p>(18) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(19) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(20) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>(21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。) </p>

改 正 後	改 正 前
<p>が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む)。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む)。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>(25) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(26) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>(27) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>(28) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>(29) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p>	<p>が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む)。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む)。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(22) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(23) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>(24) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(25) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>(26) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>(27) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>(28) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分</p>

改 正 後	改 正 前
<p>就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用する同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公正により選考しなければならない。</p> <p>4・5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公正により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用する同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公正により選考しなければならない。</p> <p>4・5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・給付認定保護者が支給認定証の交付を受けない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども(該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によつて、教育・保育給付認定保護者の該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもとのうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもとのうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>	<p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもとのうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 77,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもとのうち、特定被監護者等をいう。(以下このにについて同じ。)が3人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者のを除く。)である者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもも 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p>

改 正 後		改 正 前	
(4)・(5) (略) 5・6 (略)	(施設型給付費等の額に係る通知等)	(4)・(5) (略) 5・6 (略)	(施設型給付費等の額に係る通知等)
第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	第14条 特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	2 (略)	2 (略)
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)	第15条 (略)	第15条 (略)
(1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項	(1) (略) (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項	(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)	(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針	2 (略)	2 (略)
(省 略)	(省 略)		

改 正 後	改 正 前
(運営規程)	(運営規程)
第20条 (略) (1)~(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学年を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受けた費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)~(11) (略)	第20条 (略) (1)~(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学年を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)~(11) (略)
(省 略)	(省 略)
(懲戒に係る権限の濫用禁止)	(懲戒に係る権限の濫用禁止)
第26条 削除	第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもにも対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に關しその教育・保育給付認定子どもへの福祉のために必要な措置を探るとときは、身体的苦痛を与える等その権限を濫用してはならない。
(省 略)	(省 略)
(利益供与等の禁止)	(利益供与等の禁止)
第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する基準を定める条例- 8 -かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 8 -	第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する基準を定める条例- 8 -かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 8 -

改 正 後	改 正 前
<p>する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することとして、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)若しくは地域型保育(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項において同じ。)を行いう者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することとの対價として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(省) (略)</p> <p>(記録の整備) 第34条 (略)</p> <p>2 (略) (1) 略 (2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録 (3)~(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小</p>	<p>(省) (略)</p> <p>(記録の整備) 第34条 (略)</p> <p>2 (略) (1) 略 (2) 第12条の規定による特定教育・保育の記録 (3)~(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、第4条第2項の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前に係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費)を、施設型給付費には特別利用保育を、施設には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号内の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>3 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、第4条第2項の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費)を、施設型給付費には特別利用保育を、施設には特別利用保育を、施設型給付費には特別施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号内の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子</u>どもに該当する教育・保育給付認定子ども、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」である。この場合において、第6条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる小学校就学前子ども」は「法第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる小学校就学前子ども」である。この場合において、第6条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる小学校就学前子ども」は「法第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子</u>どもに該当する教育・保育給付認定子ども、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子ども」である。この場合において、第6条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる小学校就学前子ども」は「法第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。</p>
<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第37条 (略)</p>	<p>かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 11 -</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等をいう。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行なう事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては事業主団体の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等をいう。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもに満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>

(省 略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2

特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業

(省 略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事

改 正 後	改 正 前
<p>所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(省) 略)</p>	<p>業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(省) 略)</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、次の場合のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条</p> <p>かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 13 -</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定保護者が引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条</p> <p>かつらぎ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例- 13 -</p>

改 正 後	改 正 前
業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるものの(入所定員が20人以上のもの)を第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。	第1項に規定する施設のうち、次に掲げるものの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
6・7 (略)	6・7 (略)
8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。	8 保育所型事業を行いう者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行いうものであって、町長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」といふ。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
9 (略)	9 (略)
	(省 略)
	(特定地域型保育の取扱方針)
	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもたちの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
	(省 略)
	(準用)

改 正 後

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地地域型保育事業所及び特定地地域型保育事業にについて準用する。この場合にはにおいて、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子ども)」に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)と、第14条第1項中「施設型給付費(法第2.7条第1項の施設型給付費)」以下」とあるのは「地域型保育給付費」(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは、「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に

改 正 前

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地地域型保育事業所及び特定地地域型保育にについて準用する。この場合にはにおいて、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子ども)」に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育給付費」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。)」とあるのは「特定地域型保育を含む。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」とあるのは「施設型給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育」とあるのは、「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1項第

改 正 後	改 正 前
<p>掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。)</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育には特別利用地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特別地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもと、同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ</p>	<p>1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育給付費(法第30条第1項の特別地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、本章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもと、同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもを除く。以下この章において同じ。)とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>う、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前3項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各号」の「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えない</p>	<p>方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前3項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各号」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えない</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定地域型保育には特定利用地域型保育を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。</u>この場合には「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる教育・保育給付認定保護者)</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども(特定満3歳以上保育認定子ども)に該当する教育・保育給付認定保護者に限る。)と、<u>法第29条第2項第3号の額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の額」とあるのは「<u>法第29条第3項第2号に掲げる額」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の額」とあるのは「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の額」とあるのは「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の額」と、同条第4項中「<u>掲げる費用」</u>とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもによる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもをいう。)</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</u></u></u></u></u></u></u></u></u></u></p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、<u>特定利用地域型保育を、地域型保育給付費を、地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。</u>この場合には「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもによる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもをいう。)</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</u></p>

(附 則 省 略)

(附 則 省 略)

議案参考資料

担当課（室）係

（令和5年第1回定例会9月会議）

教育総務課 子育て係

1. 議案名

議案第85号 かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

3. 趣旨・目的

令和4年9月に発生した、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、関係府省において「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ、安全管理に係る規定を新設する一部改正府省令等が施行されました。

本町においても、放課後児童健全育成事業に関する安全管理の徹底に係る規定を新設するものです。

4. 概要

主な改正内容

- ① 安全計画の策定等の義務化
- ② 自動車を運行する場合の児童の所在確認の厳格化
- ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修や訓練の定期的な実施

(施行期日：公布の日)

(安全計画の策定等に係る経過措置)

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、安全計画の策定等に係る規定の適用は、努力義務とする。

(令和5年第1回定例会 9月会議)
【議案第85号 参考資料】

かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>○かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第29号)</p> <p>(省) 略</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るために、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>○かつらぎ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年かつらぎ町条例第29号)</p> <p>(省) 略</p>

改 正 後	改 正 前
(自動車を運行する場合の所在の確認) 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	(省) 略)
(職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」とい	(職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」とい

改正後	改正前
<p>う。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</p>	<p>う。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行实施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
<p>82</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>

議案参考資料

(令和5年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

教育総務課 子育て係

1. 議案名

議案第86号 かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

3. 趣旨・目的

令和4年9月に発生した、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受けて、関係府省において「子どものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられ、安全管理に係る規定を新設する一部改正府省令等が施行されました。

本町においても、家庭的保育事業等に関する安全管理の徹底に係る規定を新設等するものです。

4. 概要

主な改正内容

- ① 安全計画の策定等の義務化
- ② 自動車を運転する場合の乳幼児の所在確認の厳格化および安全装置の設置義務化
- ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防、まん延防止のための研修や訓練の定期的な実施

(施行期日：公布の日)

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間は、利用乳幼児の見落としを防止する装置の設置については、努力義務とする。

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第86号 参考資料】

かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)	○かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例(平成26年かつらぎ町条例第36号)

(省)

(省)
略)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(「居宅訪問型保育事業を行う者」)を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第6条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対する必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律において「連携協力を行う学校における連携協力」という。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号における基準を定める条例)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(「居宅訪問型保育事業を行う者」)を除く。以下この条、次条第1項、第4条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対する必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律において「連携協力を行う学校における連携協力」という。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行なう家

がかつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例- 1 -

改 正 後	改 正 前
いて同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	庭的保育事業者等については、この限りでない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 町長は、次の各号のいづれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。	4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	
(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとときは(前号に該当する場合を除く)。	
5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。	5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。
	(省 略)
	(安全計画の策定等)
	第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、当該家庭的保育事業所等の設備の安
	かつらぎ町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例- 2 -

改 正 後	改 正 前
<p>全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に關して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行</p>	

改 正 後	改 正 前
<u>わなければならぬ。</u>	(省) 略)
(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、 <u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</u>	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、 <u>保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u>
第13条 削除	(省) 略)

(衛生管理等)	(略)
第14条 (略)	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改 正 後	改 正 前
られない。 3~5 (略)	3~5 (略)
(省) (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	(省) (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

議案参考資料

担当課（室）係

（令和5年第1回定例会9月会議）

企画公室 建築契約係

1. 議案名

議案第87号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参与するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受け法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

設計金額が7,000万円以上2億円未満の土木工事となりますので、かつらぎ町建設工事及び委託業務請負業者選定規程並びにかつらぎ町建設工事制限付一般競争入札実施要綱に基づき、町内業者を対象とした制限付一般競争入札を行いました。

6社応札があり、入札金額156,838,000円（税込額）で落札者を決定しました。

契約金額 156,838,000円（税込額）

令和5年9月 議会議決、工事着工
令和6年3月 工事完了予定

制限付一般競争入札 業者名

1. 工事年度 令和4年度繰越明許・令和5年度
2. 事業名 かつらぎ西部公園整備事業
3. 工事名 かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事
4. 工事箇所 伊都郡かつらぎ町大字 窪 地内
5. 予定価格 165, 097, 900円 (税込額)
6. 最低制限価格 150, 791, 300円 (税込額)
7. 契約金額 156, 838, 000円 (税込額)

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
楠本工務店	楠本 憲弘	かつらぎ町大字笠田東48番地	165, 000, 000円
㈱浦野組	木村 温子	かつらぎ町大字笠田中14番地の5	164, 010, 000円
長岡組	長岡 清則	かつらぎ町大字佐野865番地	160, 050, 000円
窪田組	窪田 浩史	かつらぎ町大字平1164番地	156, 838, 000円
大家組	大家 敬司	かつらぎ町大字滝1546番地	156, 970, 000円
㈱紀北環境衛生センター	田中 崇惠	かつらぎ町大字丁ノ町2237番地の7	158, 499, 000円

事業概要

工事年度： 令和4年度 繰越明許・令和5年度

事業名： かつらぎ西部公園整備事業

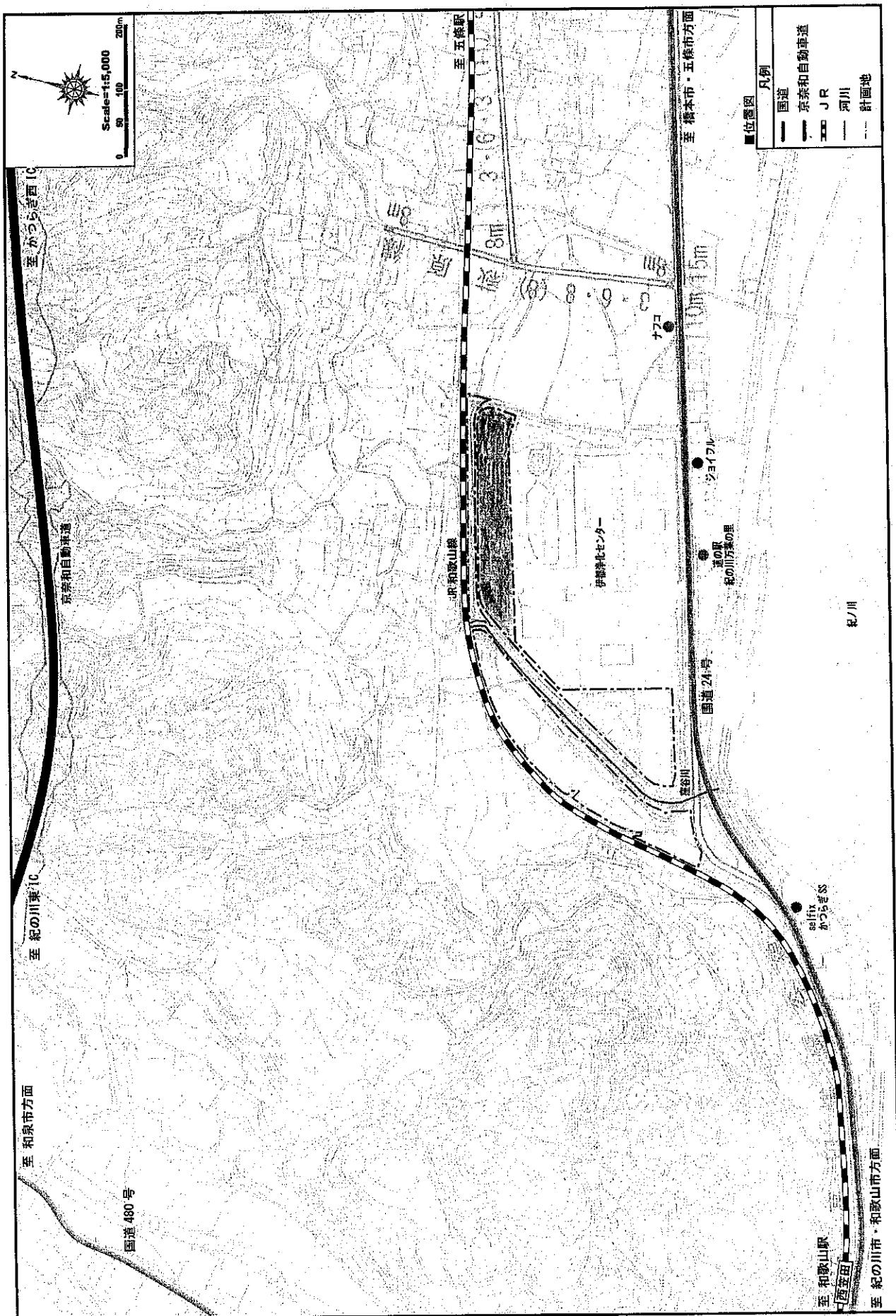
工事名： かつらぎ西部公園北側多目的広場整備工事

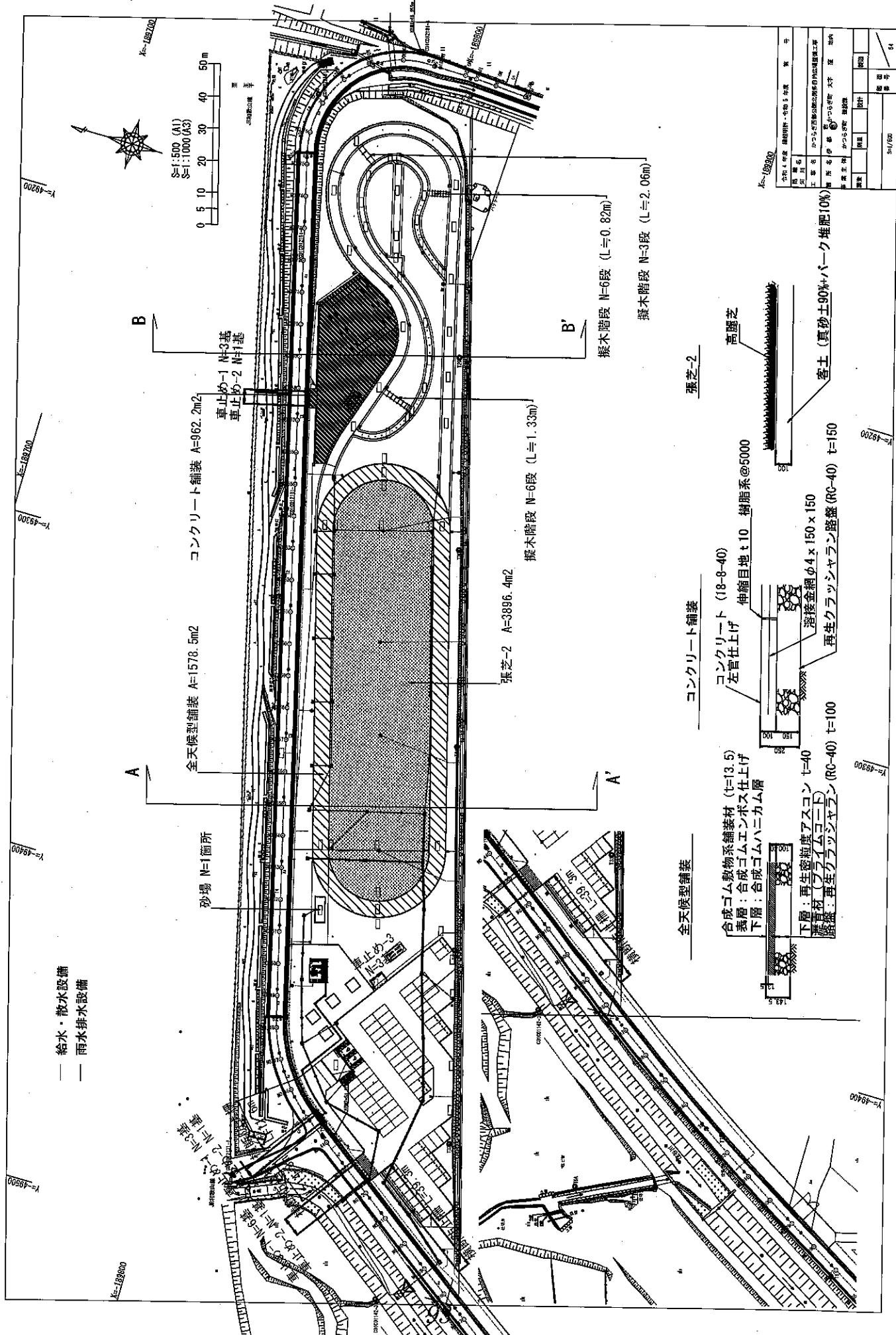
工事箇所： かつらぎ町大字 窪 地内

工 期： 令和5年9月（議会議決後）～令和6年3月

工事内容：

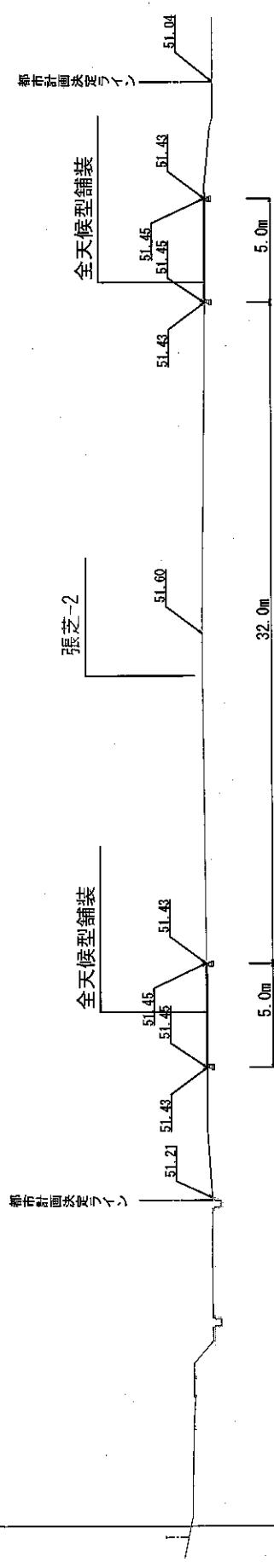
- | | |
|------------------------------------|---|
| 1. 土工
造成工 | 1式 |
| 2. 構造物等撤去工
撤去・処分（コンクリート・樹木等） | 1式 |
| 3. 給水設備工
散水栓・給水管 | 1式 |
| 4. 雨水排水工
U型溝・排水管・集水桿 | 1式 |
| 5. 舗装工
コンクリート舗装
全天候型舗装
張芝 | 960m ²
1,580m ²
3,900m ² |
| 6. 施設工
砂場 | 1箇所 |



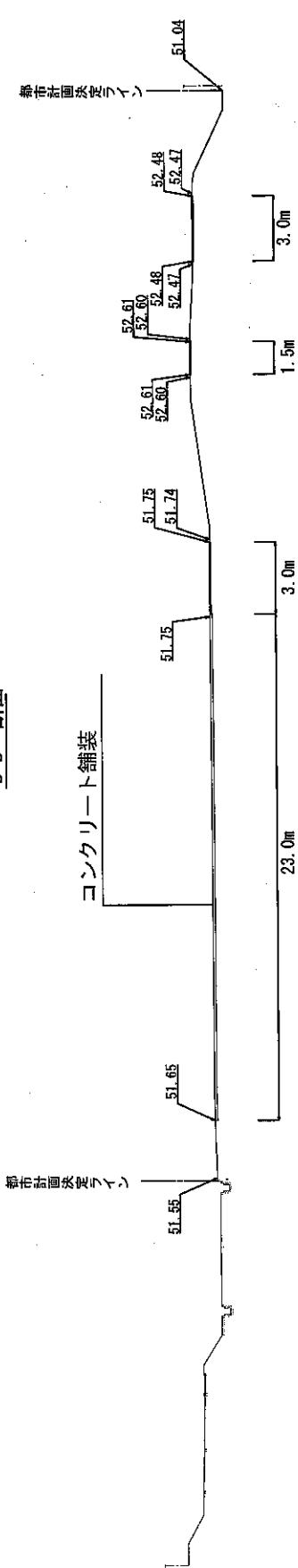


横断図

A-A' 断面



B-B' 断面



議案参考資料

(令和5年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

企画公室 建築契約係

1. 議案名

議案第88号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参与するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受け法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

妙寺団地第3期除却工事(その2)の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

業者の選考については、かつらぎ町建設工事及び委託業務請負業者選定規程に基づき、解体工事業の建設業許可を保有し、解体工事の入札参加を希望する町内業者を対象とした指名競争入札を行いました。

9社応札があり、入札金額51,601,000円(税込額)で落札者を決定しました。

契約金額 51,601,000円(税込額)

令和5年9月 議会議決、工事着工
令和6年3月 工事完了予定

指名競争入札 業者名

1. 工事年度 令和4年度繰越明許
2. 事業名 妙寺団地建替事業
3. 工事名 妙寺団地第3期除却工事（その2）
4. 工事箇所 伊都郡かつらぎ町大字 丁ノ町 地内
5. 予定価格 56, 089, 000円（税込額）
6. 最低制限価格 51, 549, 300円（税込額）
7. 契約金額 51, 601, 000円（税込額）

業者名	代表者	住所	入札金額 (税込額)
楠本工務店	楠本 憲弘	かつらぎ町大字笠田東48番地	辞退
㈱浦野組	木村 温子	かつらぎ町大字笠田中14番地の5	辞退
谷川建設(株)	谷川 秀男	かつらぎ町笠田東310番地の1	辞退
西康建設(有)	小西 康雄	かつらぎ町大字笠田中956番地	51, 394, 596円
木村興産	木村 勝好	かつらぎ町大字高田606番地の4	辞退
㈱静川建設	谷本 美智子	かつらぎ町大字萩原938番地の2	辞退
藤原建設	藤原 真也	かつらぎ町笠田東389番地の6	52, 116, 900円
㈱まえだ住宅設備 かつらぎ営業所	前田 左貴	かつらぎ町笠田東383番地の2	52, 116, 900円
中下建設	中下 義弘	かつらぎ町大字佐野351番地の5	辞退
妹背組	妹背 吉昭	かつらぎ町大字大谷229番地の1	辞退
大家組	大家 敬司	かつらぎ町大字滝1546番地	辞退
㈱辻本英建設	辻本 恵子	かつらぎ町大字広口704番地7	辞退
㈱竹本組	竹本 康司	かつらぎ町大字広口1200番地	辞退
㈱木村組	木村 和生	かつらぎ町大字新田52番地	52, 723, 000円
㈱天野組	森下 昌幸	かつらぎ町大字丁ノ町2325番地の1	51, 601, 000円
㈱中野組	中野 司郎	かつらぎ町大字中飯降1808番地の1	51, 821, 000円
齊藤重建	齊藤 史哲	かつらぎ町中飯降1774番地4	55, 990, 000円
㈱紀北環境衛生センター	田中 崇恵	かつらぎ町大字丁ノ町2237番地の7	51, 865, 000円
中谷電気工事(株)	中谷 啓二	かつらぎ町大字妙寺126番地の36	辞退
㈱辻本組	辻本 一正	かつらぎ町大字西渋田101番地の7	辞退
㈱平岡広建設	平岡 昌高	かつらぎ町大字星山49番地	辞退
西組	西 好幸	かつらぎ町大字教良寺591番地	辞退
㈱共栄産業	森下 満有子	かつらぎ町大字兄井118番地の2	52, 723, 000円
(有)西窪建設	西窪 京子	かつらぎ町大字花園新子163番地	辞退
八王建設	重谷 浩司	かつらぎ町大字御所257番地の5	辞退

妙寺団地第3期除却工事（その2） 概要

工事年度 令和4年度 繰越明許
事業名 妙寺団地建替事業
工事名 妙寺団地第3期除却工事（その2）
工事箇所 かつらぎ町大字 丁ノ町 地内
工期 令和5年9月（議会議決後）～令和6年3月

●建物概要

公営住宅：木造平屋建（S37年） 木造 建築面積 65.28m² (2戸1棟)
31～32号

公営住宅：P C造2階建（S39年） 簡易耐火 建築面積 427.40m² (5戸2棟)
35～44号

公営住宅：R C造2階建（S38年） 簡易耐火 建築面積 438.20m² (5戸2棟)
45～54号

合計床面積： 930.88m²

●工事内容

共 通 仮 設	1式
解 体 工 事	1式
アスベスト除去工事	1式

●別添 参考写真、見取り図、図面

(令和5年第1回定例会 9月会議)

【議案第88号 参考資料】

●写真

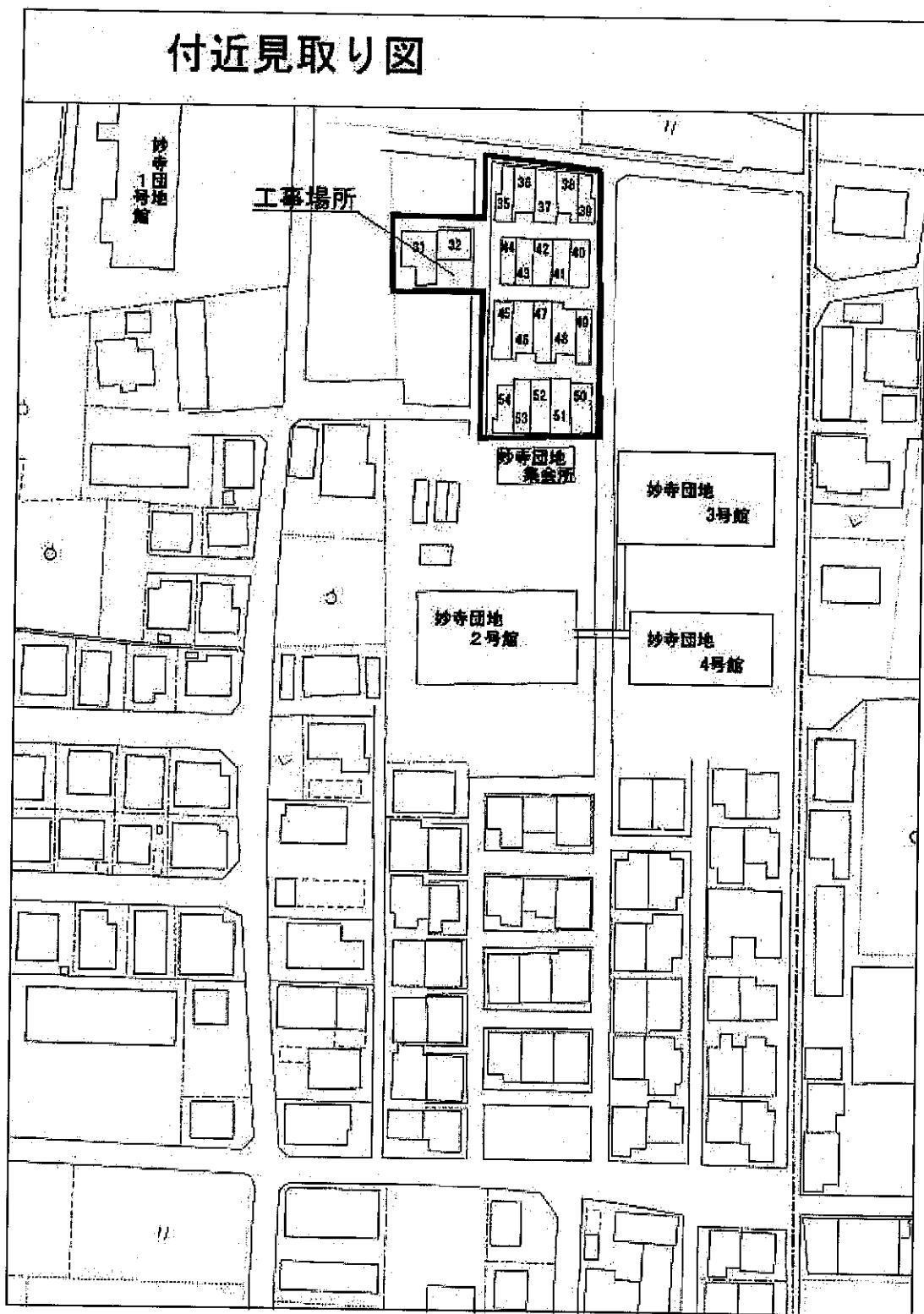
妙寺団地2号館から北向き

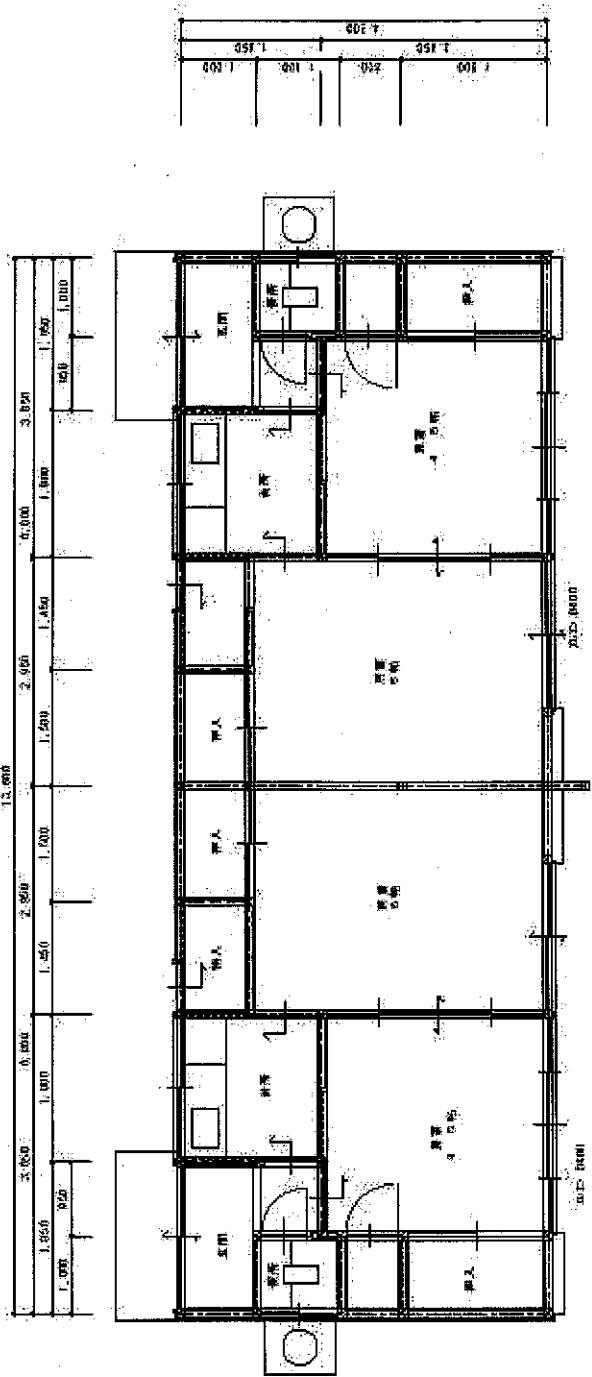


(令和5年第1回定例会 9月会議)

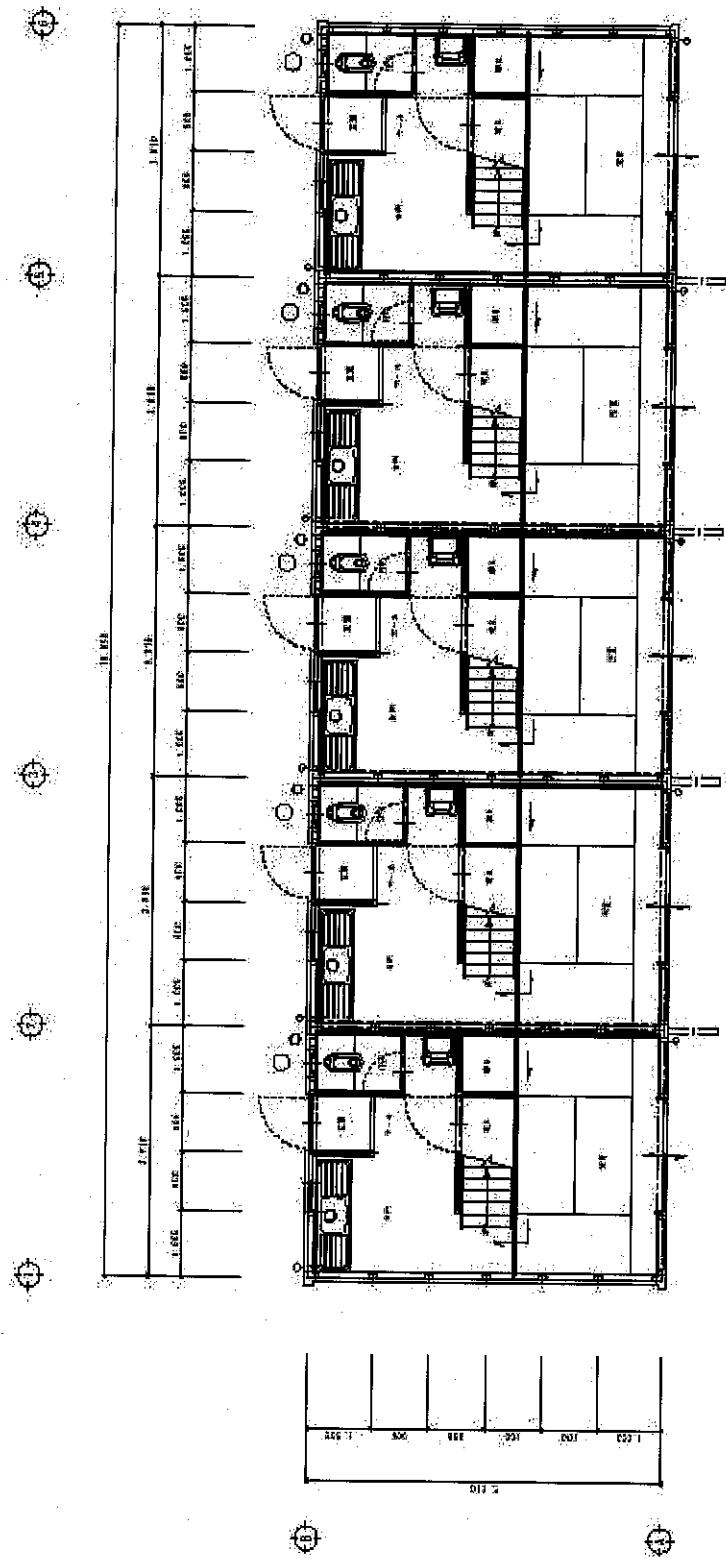
【議案第88号 参考資料】

付近見取り図



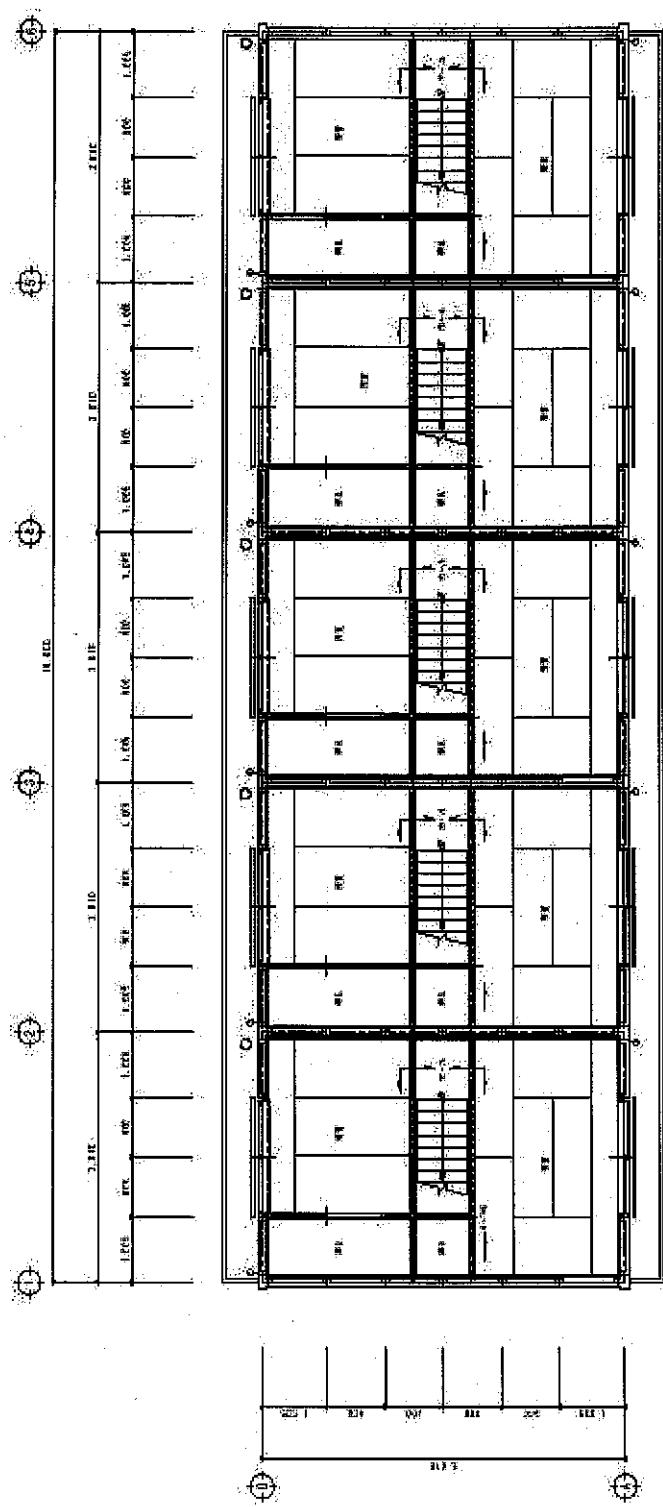


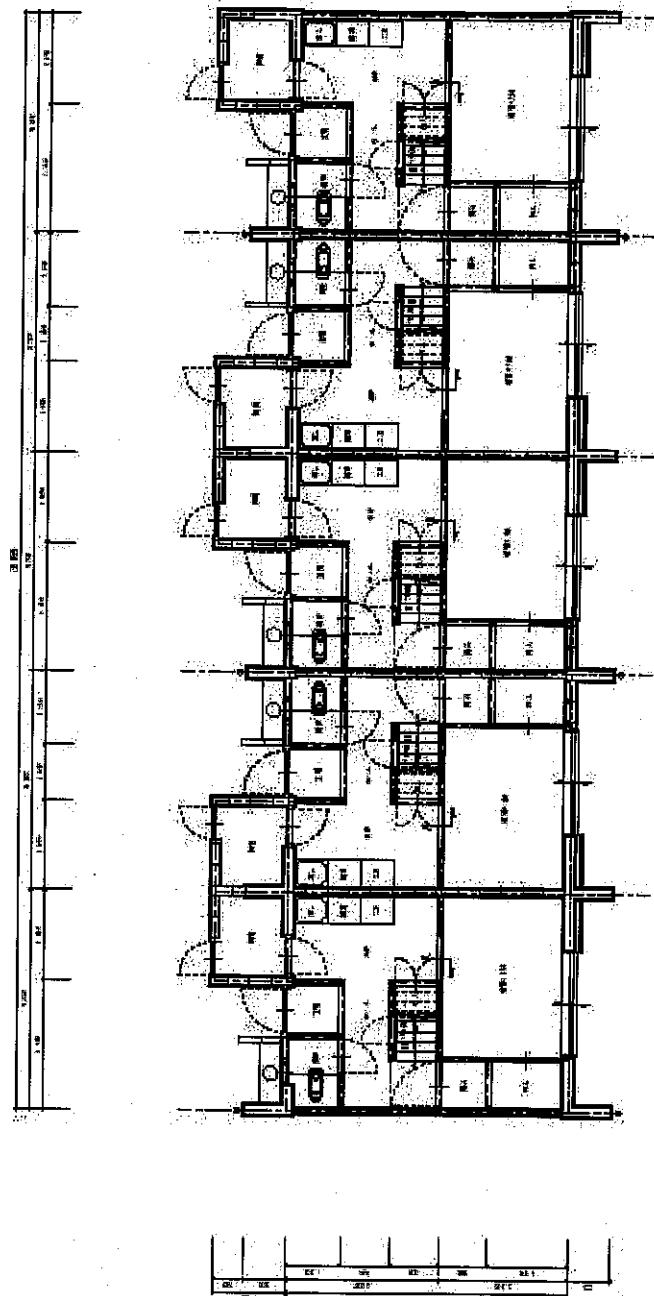
妙寺団地 31・32号 平面図 (2戸1棟)
延べ床面積：65.28m²



妙寺団地 35~39号、40号~44号 1階平面図 (5戸1棟)
延べ床面積 : 213.70m² × 2棟 = 427.40m²

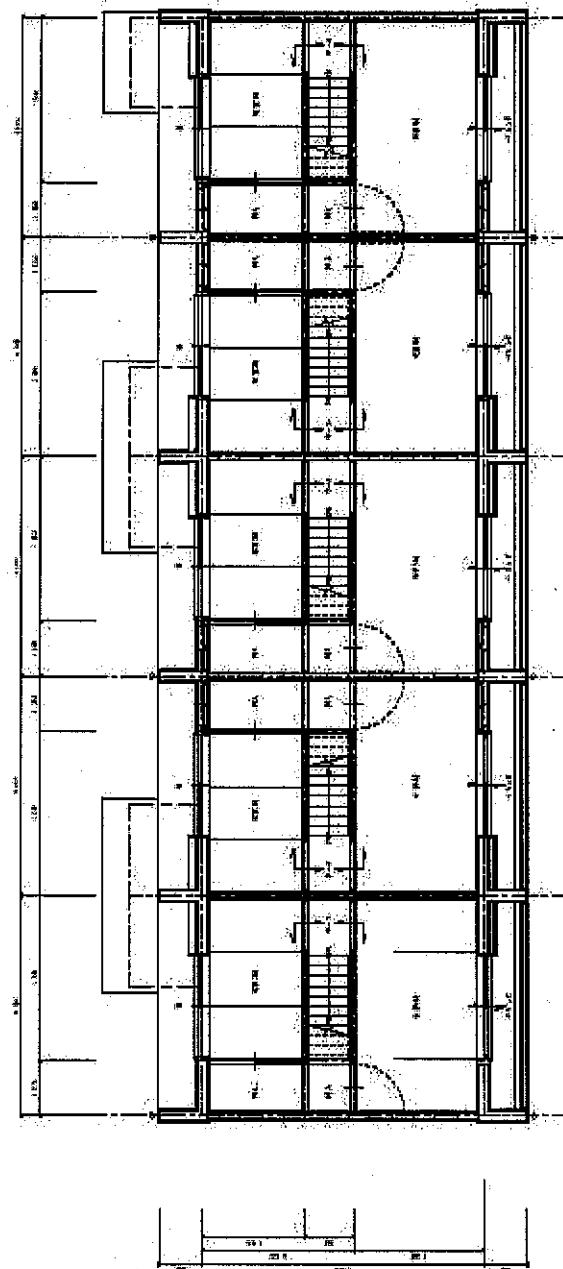
妙寺団地 35~39号、40号~44号 2階平面図





妙寺団地 45~49号、50~54号 1階平面図 (5戸1棟)
延べ床面積 : 219.10m² × 2棟 = 438.20m²

妙寺団地 45~49号、50~54号 2階平面図



議案参考資料

担当課（室）係

(令和5年第1回定例会9月会議)

産業観光課 農業振興係

1. 議案名

議案第89号、第90号 財産の取得について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

財産の取得又は処分は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な財産の取得又は処分については、長のみに委ねず議会もその決定に参与するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい財産の取得又は処分について、一般の財産の取得又は処分が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

別紙「位置図」にある企業誘致事業に係る土地の取得にあたり、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町では、本町笠田中地内に存在する笠田中ほ場を利用した、総合リゾート施設の誘致を進めており、土地所有者から用地取得を進めています。

現在は事業内容にご理解をいただき、ご協力を約束いただいた土地所有者との間に「不動産売り渡し承諾書」を締結しております。

1. 取得の目的 笠田中企業誘致事業の用地取得のため

2. 取得の相手方 [REDACTED] 木田 民男

[REDACTED] 田中 久紀

(令和5年第1回定例会9月会議)
【議案第89号、第90号 参考資料】

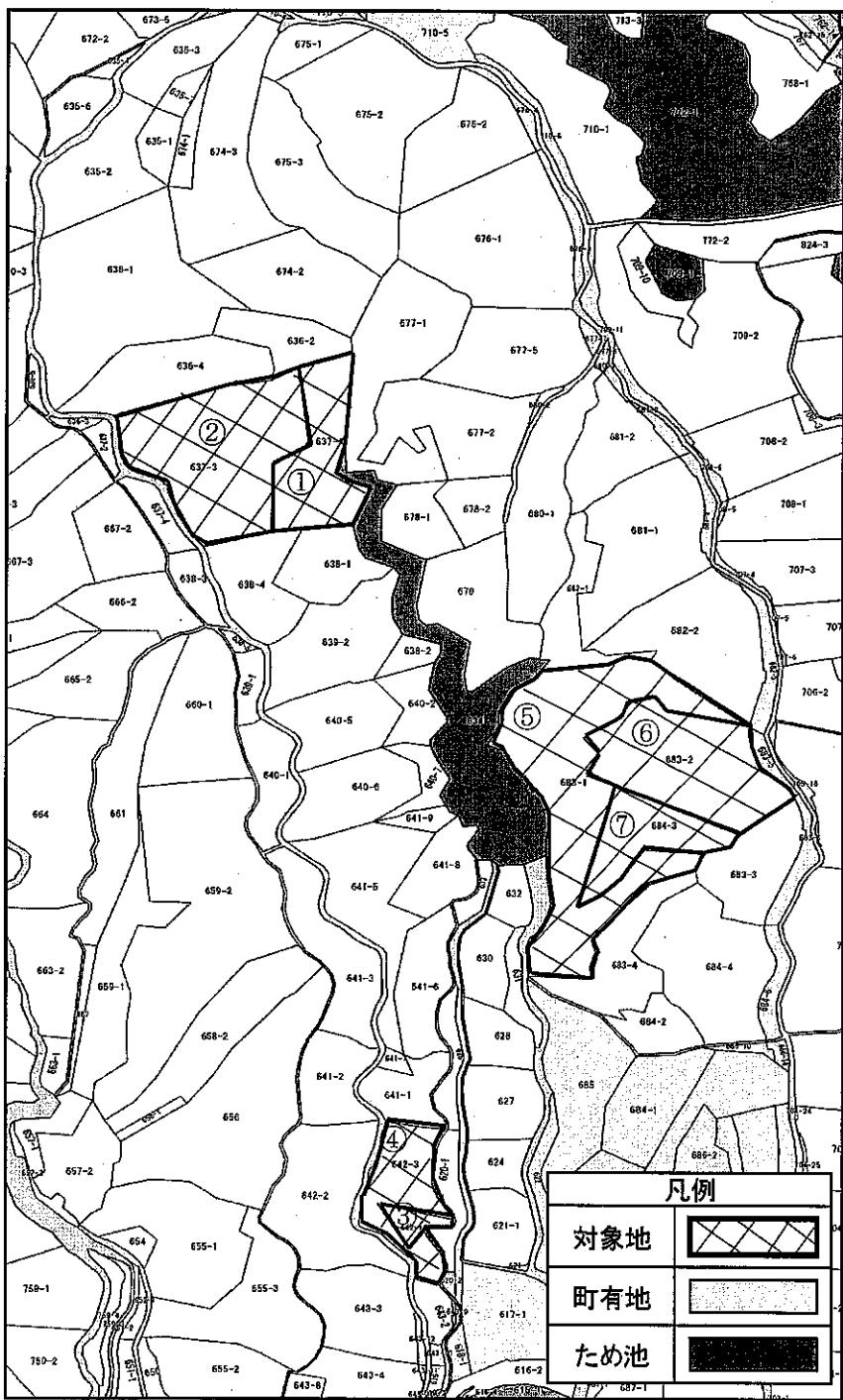
1. 位置図



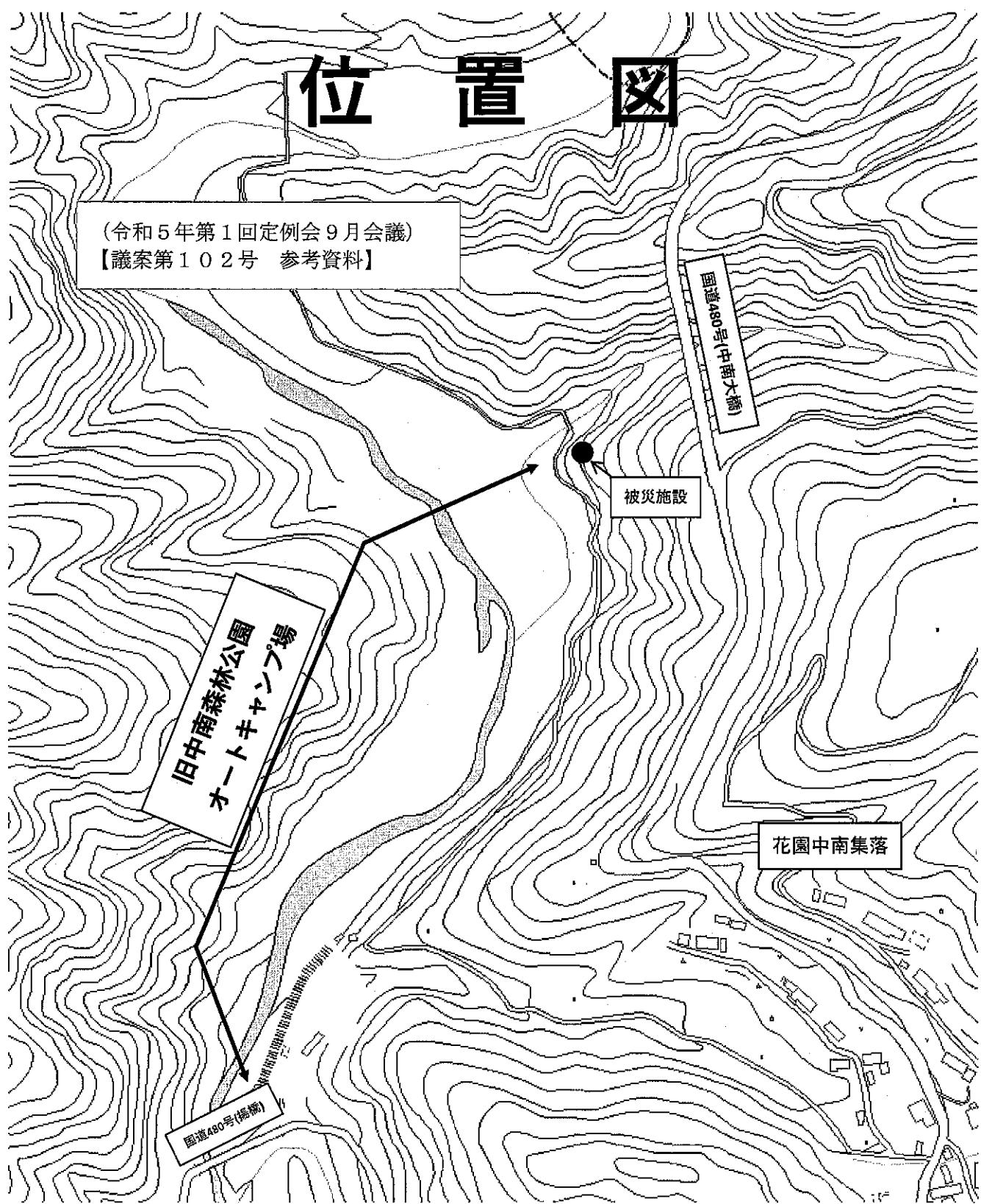
2. 物件明細

	所 在	地 番	地 目	面積 (m ²)
①	かつらぎ町大字笠田中	637番1	山林	2,602
②	かつらぎ町大字笠田中	637番3	畑	5,455
③	かつらぎ町大字笠田中	642番1	山林	329
④	かつらぎ町大字笠田中	642番3	畑	1,965
⑤	かつらぎ町大字笠田中	683番1	山林	7,395
⑥	かつらぎ町大字笠田中	683番2	畑	4,284
⑦	かつらぎ町大字笠田中	684番3	畑	1,910
				23,940

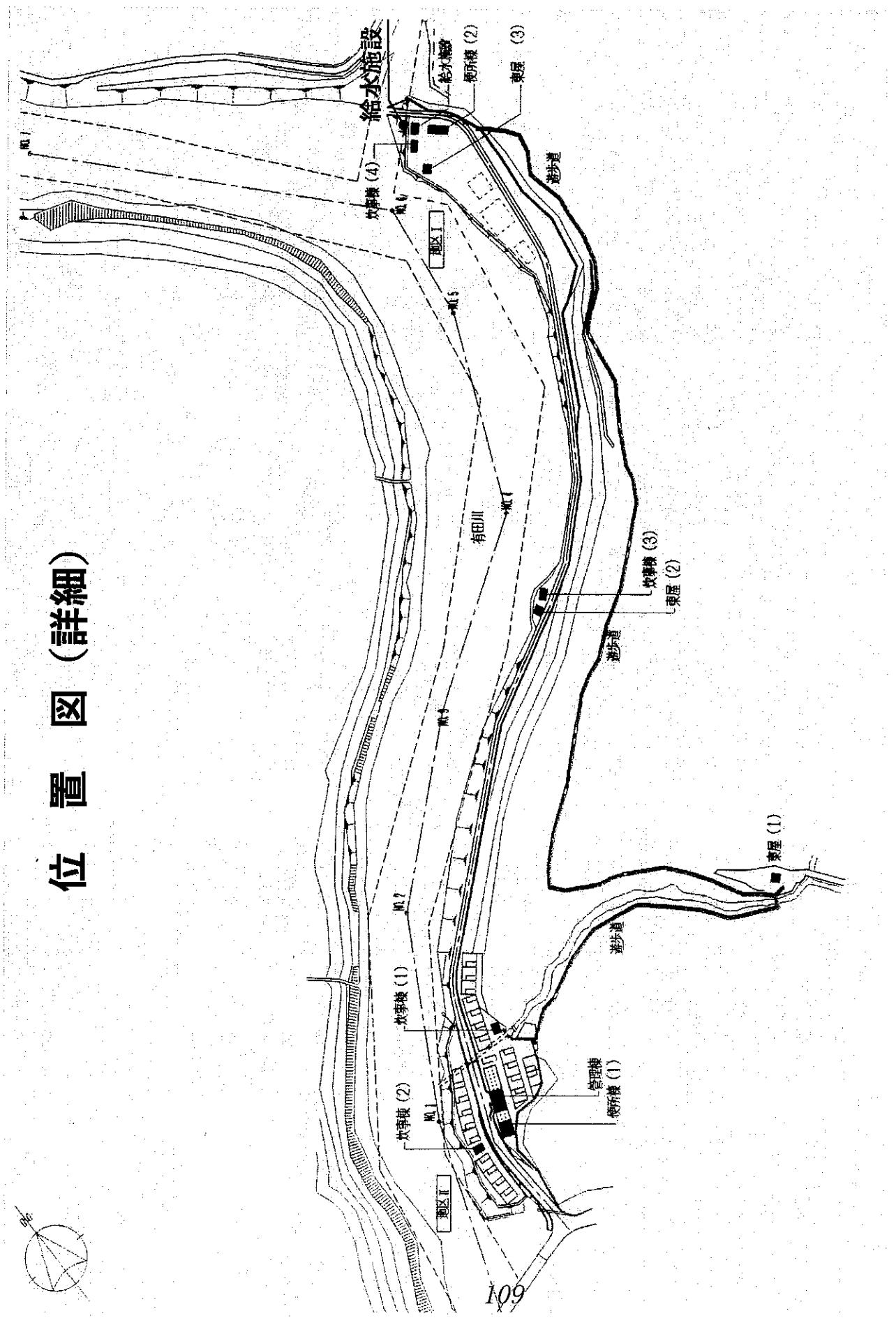
3. 箇所図

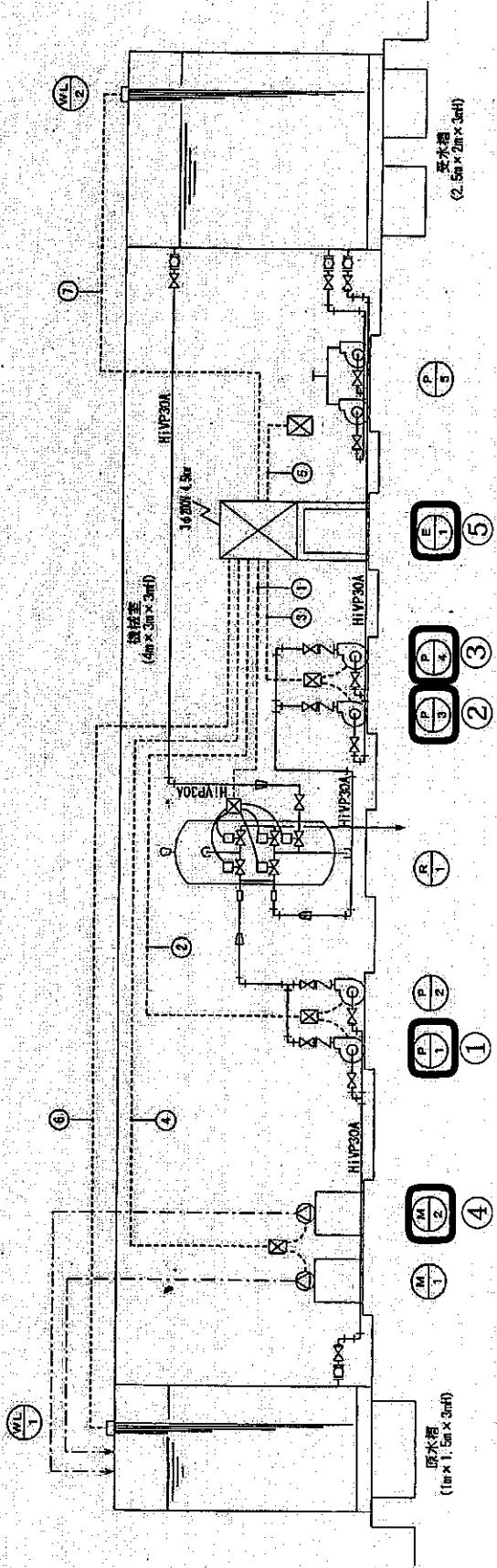


位置



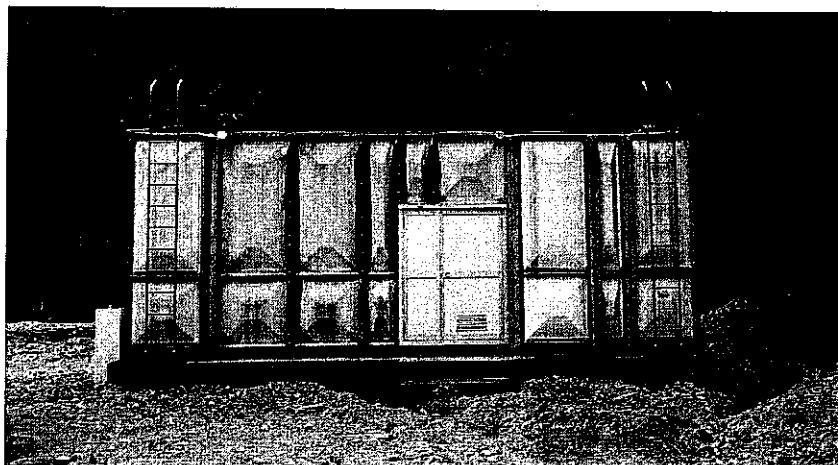
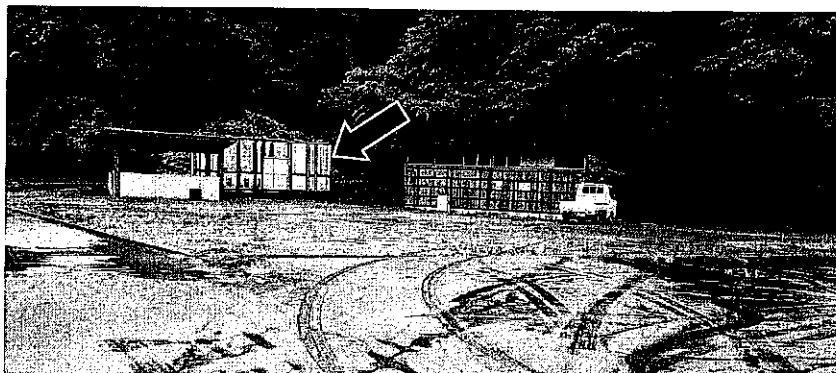
位 置 置 図 (詳細)



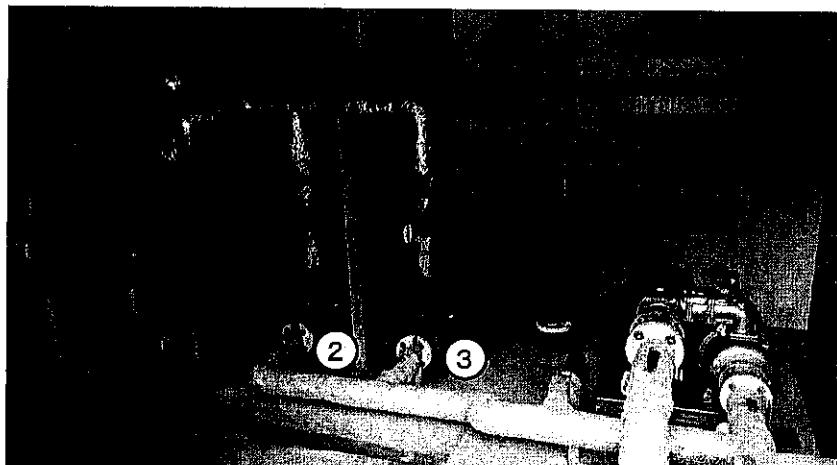


記号	名 称	仕 格	台 数	規 準	場 所	容 量	備 考
R-1	滤池装置	型式: LE TA-3M 处理能力: 1.6m³/H 本体: 500φ x 1800H (直保高さ) x 4.5t (SS400) 接続: 内面: 防錆ライマー 外面: 防錆下地+SOP (5Y7/1) 仕上 樹脂: セラミック+珪砂 操作井: 電動2方弁 2.5A (2台)、20A (3台)	1台	1. 1. 2.5D-4C (x 5台) 2. 2D-4C (x 2台) 3. 2D-4C (x 2台) 4. 2D-3C (x 2台) 5. 3.5D-4C	R-1へ P-1, 2へ P-3, 4へ M-1, 2へ P-5へ WL-1へ WL-2へ	2.5W (x 5台) 0.4kW (x 2台) 0.75kW (x 2台) 2.5W (x 2台) 3kW 2.5W 3kW	— 並列運転 空氣 空気、液体
P-1 P-2	滤池ポンプ	片吸込式 3.2A x 3.2A x 27L/m³/min x 15m x 0.4kW (交互運転) 付属品: ポンプ上CV、GV栓	2台	6. 1. 2.5D-5C	WL-1へ	—	並列運転
P-3 P-4	滤池ポンプ	片吸込式 3.2A x 3.2A x 100L/min x 20m x 0.75kW (交互運転) 付属品: ポンプ上CV、GV栓	2台	7. 1. 2.5D-5C	WL-2へ	—	並列運転
P-5	加圧給水泵	並列交互運転 4.0A x 200L/min x 2.5m x 1.5kW (2台)	1台	M-1 M-2	—	—	—
WL-1 WL-2	電磁浮及び深法攪拌機 WL-1 WL-2	型式: CM-4X2型、1φ-2.00V-2.5W 出力: 8~3.8kg/min、出力: 7kg/cm² 100kPEタク付	2台	E-1	5P (SUS) 泡沫付 アンクルスタンド付	1面	—

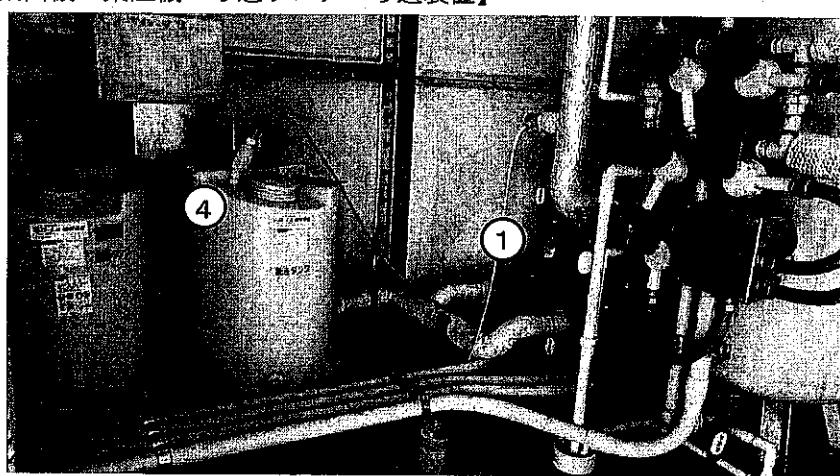
【給水施設】



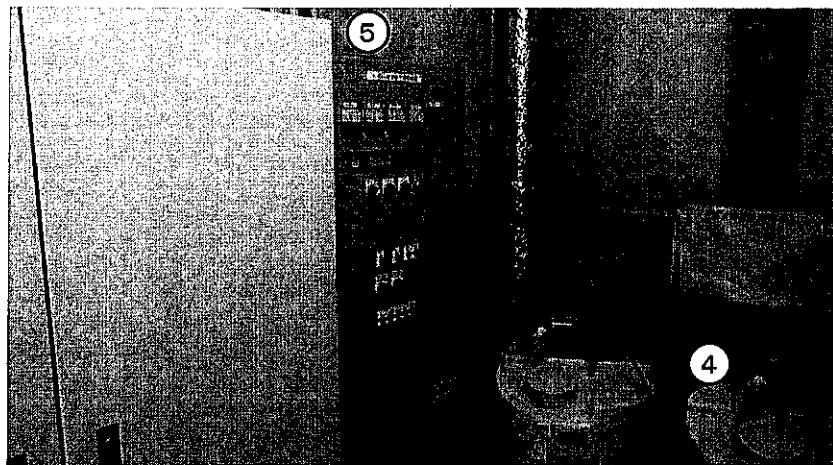
【ろ過装置・逆洗ポンプ・加圧給水ポンプ】



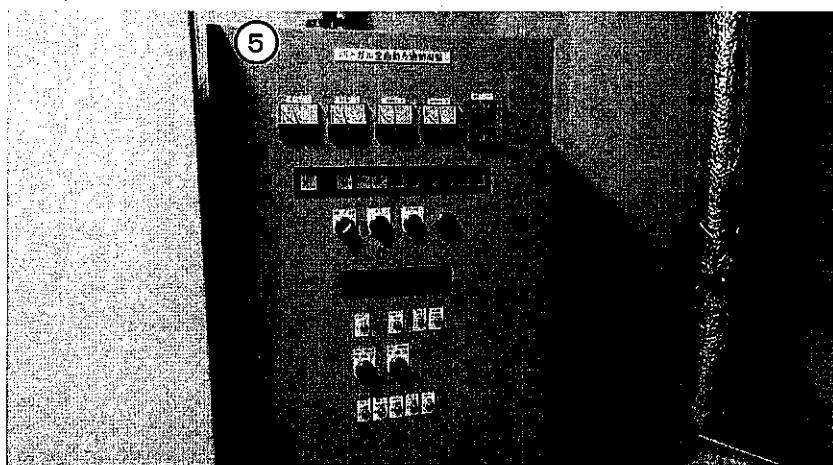
【滅菌機・薬注機・ろ過ポンプ・ろ過装置】



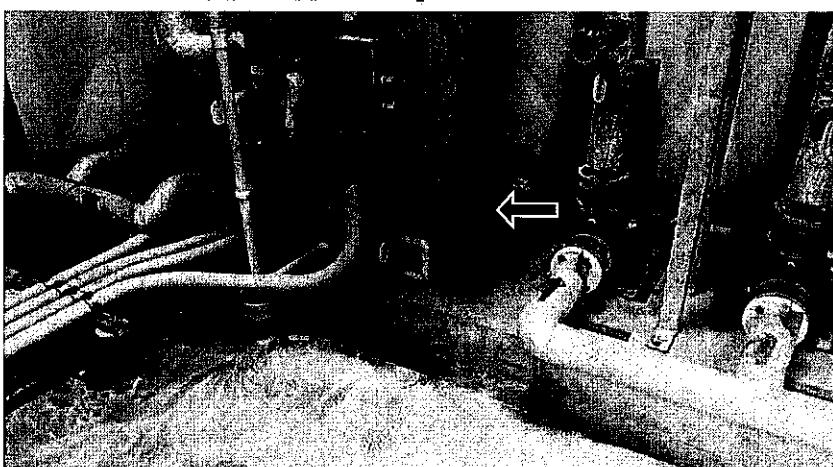
【自動運転制御盤・滅菌機・薬注機】



【自動運転制御盤】



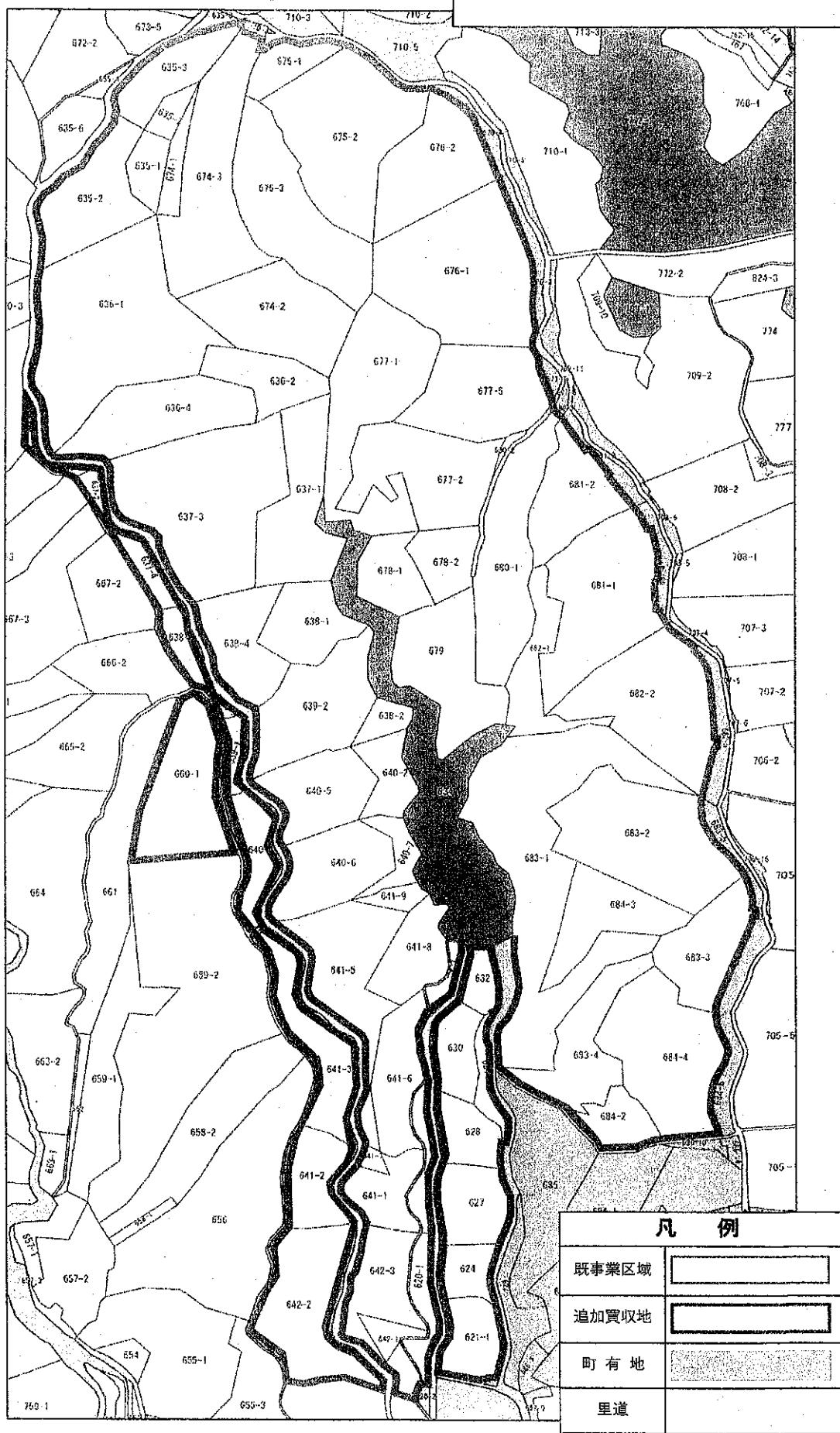
【ろ過ポンプ・ろ過装置・逆洗ポンプ】



(令和5年第1回定例会9月会議)

【議案第102号 参考資料】

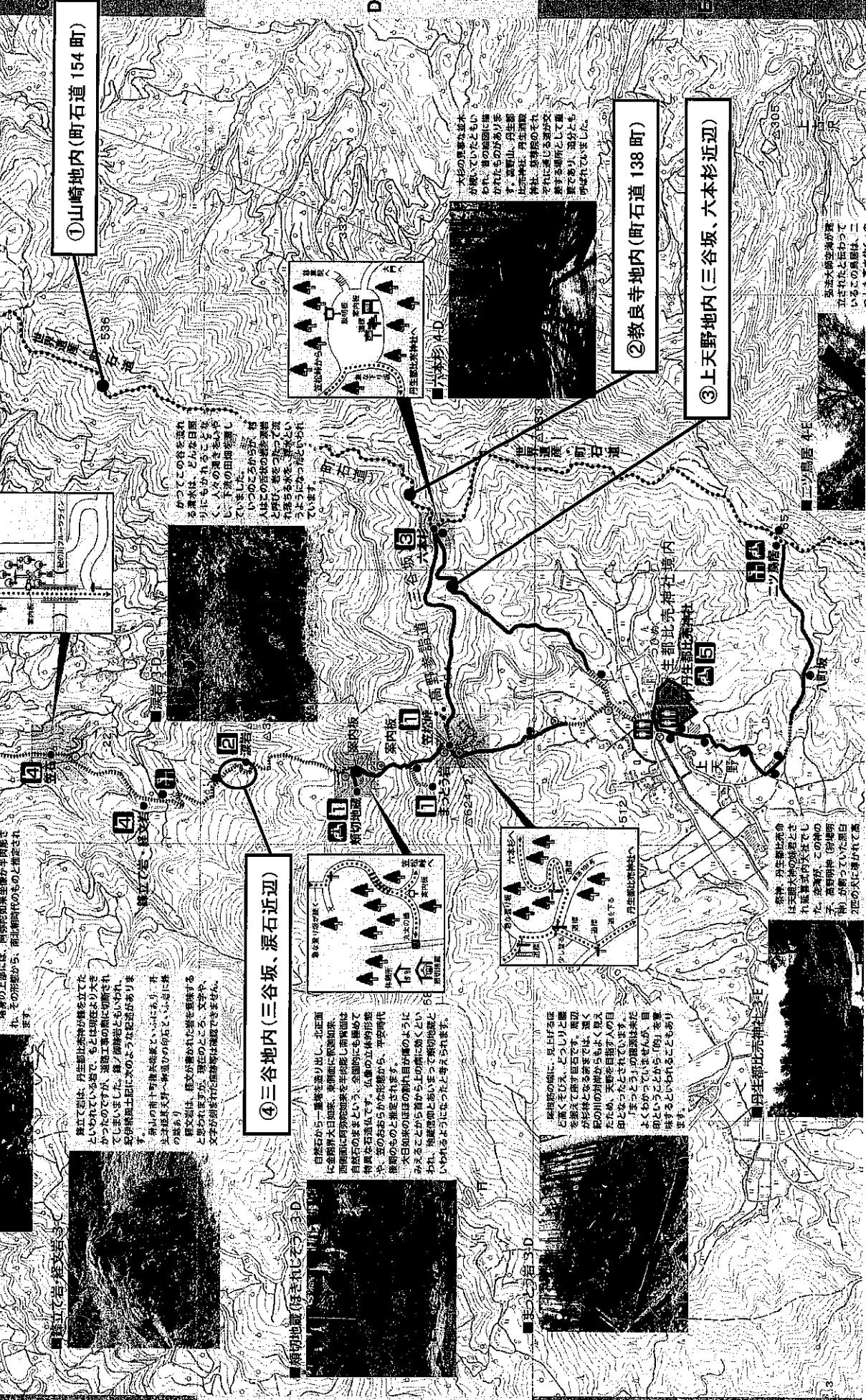
企業誘致事業買収用地位置図



(令和 5 年第 1 回定例会 9 月会議)

【議案第 102 号 参考資料】

主幹て岩絶文告にて



高野参詣道 毀損状況写真

①山崎地内（町石道 154 町）



新 154 町石転倒（南から）

②教良寺地内（町石道 138 町）



崩土等：町石道 138 町（南から）

③上天野地内（三谷坂、六本杉近辺）



崩土等：三谷坂 六本杉付近（西から）

④三谷地内（三谷坂、涙石近辺）



崩土：涙岩西約 50m (北から)



崩土：涙岩西約 100m (北から)

